

政府機関統一基準で定める責任者等の  
役割から見た遵守事項一覧

2008年 9月

内閣官房情報セキュリティセンター

## 1. 本書の目的

本書は、政府機関統一基準(NISD-K303-072)の遵守事項を役割(例えば、最高情報セキュリティ責任者)単位で整理したものである。

各府省庁において、政府機関統一基準で定める責任者等の役割に当該府省庁の役職者等を充てたり、情報セキュリティを確保するための体制を整備する際の参考にすることを目的とする。

## 2. 本書の利用方法及び補足説明

省庁対策基準及び実施手順を策定又は運用する者は、当該府省庁の組織、役職、権限等の状況を考慮し、当該府省庁内に情報セキュリティを確保するための体制を整備するものとする。

体制を整備するに当たっては、政府機関統一基準で定める「2.1.2 役割の割当て」を遵守した上で、当該府省庁の実態に合わせて、例えば以下のように運用することが可能である。

対象となる情報システムや業務量が大きい場合、責任の所在を明確化した上で役割を分担すること。

自らが所管する情報システムや業務において、各々の規模が小さいなどの理由により情報セキュリティを確保することが可能であると判断した場合、一人の役職者等が政府機関統一基準で定める責任者や管理者の役割を兼務すること。

役割を担うべき役職者等が責任を持ち、かつ実効性を確保した上で、所管する職員にその実務の一部を委任すること。

なお、体制の整備においては、形式的に役職者を充てる又は当該府省庁の業務実態と乖離した役割を担わせる等を行わず、実効性を確保すること。

## 3. 政府機関統一基準に定める遵守事項及び解説(「2.1.1 組織・体制の整備」より抜粋)

### (1) 最高情報セキュリティ責任者の設置

- (b) 最高情報セキュリティ責任者は、府省庁における情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。

解説:最高情報セキュリティ責任者は、各府省庁内における情報セキュリティ対策の推進体制が十分機能するように管理するとともに、省庁対策基準の決定や評価結果による見直しに関する承認等を行う。

- (c) 最高情報セキュリティ責任者は、必要に応じ、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を最高情報セキュリティアドバイザーとして置くこと。

解説:情報セキュリティに関する専門家を最高情報セキュリティアドバイザーとして置くことを定めた事項である。

各府省庁における情報セキュリティ対策については、情報システムに関する技術や事案に対する対処等の専門的な知識及び経験が必要となるため、省庁対策基準の策定・導入から運用、評価、見直しまで専門的な助言を行う専門家を活用することが重要である。

最高情報セキュリティ責任者が、情報システムに関する専門的な知識及び経験を高度な水準で有しているため、専門家の助言を必要としないといった特殊な場合を除き、置くことを義務付けているものである。

なお、CIO(情報化統括責任者)補佐官は最高情報セキュリティアドバイザーを兼務することができる。

## (2) 情報セキュリティ委員会の設置

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ委員会を設置し、委員長及び委員を置くこと。

解説：情報セキュリティ対策の運用を円滑に進めるには、委員会を設置し組織全体で取り組むことが重要である。最高情報セキュリティ責任者は、委員長を兼務することが可能である。

なお、実務を担当する下位委員会を設置し、又は既存の情報システム管理部門に情報セキュリティ対策の各府省庁内での運用を統括する機能を持たせる等して、部門横断的な連携の仕組みを確立することが望まれる。

- (b) 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティに関する省庁対策基準を策定し、最高情報セキュリティ責任者の承認を得ること。

## (3) 情報セキュリティ監査責任者の設置

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査責任者を1人置くこと。

解説：情報セキュリティ監査責任者は、情報セキュリティ責任者が所管する組織における情報セキュリティ監査を実施するため、情報セキュリティ責任者と兼務することはできない。

監査の実効性を確保するために、情報セキュリティ責任者より職務上の上席者を情報セキュリティ監査責任者として置くことが望ましい。

情報セキュリティ監査責任者は、各府省庁内の情報セキュリティに関する情報を共有するために、情報セキュリティ委員会にオブザーバとして参加することが望まれる。情報セキュリティ監査責任者の業務を補佐するために、府省庁の内部及び外部の担当者を置く必要性を検討することが望まれる。また、業務の実効性を担保するために外部組織の活用も考えられる。

- (b) 情報セキュリティ監査責任者は、最高情報セキュリティ責任者の指示に基づき、監査に関する事務を統括すること。

## (4) 情報セキュリティ責任者の設置

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の運用に係る管理を行う単位を定め、その単位ごとに情報セキュリティ責任者を置くこと。そのうち、情報セキュリティ責任者を統括する者として統括情報セキュリティ責任者を1人置くこと。

解説：「管理を行う単位」は、部、局(外局、地方支分局等含む。)ごとや情報システムごと等が挙げられる。情報セキュリティ責任者は、府省庁の実施手順を策定するとともに、組織内での情報セキュリティ対策の運用実態を十分踏まえ、実務レベルでの管理の仕組みを確立し、すべての行政事務従事者への責務の周知や教育を行う等、個別対策を機能させる環境を整備することが重要である。

- (b) 情報セキュリティ責任者は、所管する単位における情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
- (c) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策における雇用の開始、終了及び人事異動等に関する管理の規定を整備すること。

解説:「雇用の開始、終了及び人事異動等に関する管理の規定」とは、現実の人事配置状況と情報システム上のアクセス権の付与状況等の不整合や、採用及び異動時等における適切な教育の不十分さを原因とする情報セキュリティの侵害を回避することを目的とする規定のことである。

具体的には、

- ・人事担当課又は各課室から、情報システム所管課に人事異動に関する情報が提供される連絡体制
- ・人事異動の情報に基づき、アクセス権の変更、職員の教育等の情報セキュリティ関係業務を適切に実施するための手順

等を整備することが求められる。

これには、転出に伴うアカウントの失効、情報システムへのアクセス権の変更の管理等も含まれる。

- (d) 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策における雇用の開始、終了及び人事異動等に関する管理の規定に従った運用がなされていることを定期的を確認すること。
- (e) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を連絡すること。
- (f) 統括情報セキュリティ責任者は、すべての情報セキュリティ責任者に対する連絡網を整備すること。

#### (5) 情報システムセキュリティ責任者の設置

- (a) 情報セキュリティ責任者は、所管する単位における情報システムごとに情報システムセキュリティ責任者を置くこと。

解説:各情報システムにおいて、企画、開発、運用、保守等のライフサイクル全般を通じて必要となる情報セキュリティ対策の責任者を定めた事項である。

府省庁内LANシステムのような全省的なシステム、特定部門における個別業務システム、その他府省庁のすべての情報システムを、情報システム単位に情報セキュリティ対策の運用の責任の所在を明確にすることが重要である。

- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムに対する情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
- (c) 情報セキュリティ責任者は、情報システムセキュリティ責任者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
- (d) 統括情報セキュリティ責任者は、すべての情報システムセキュリティ責任者に対する連絡網を整備すること。

(6) 情報システムセキュリティ管理者の設置

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムの管理業務において必要な単位ごとに情報システムセキュリティ管理者を置くこと。

解説：各情報システムにおいて、その管理業務ごとの情報セキュリティ対策の実施を管理する者を定めた事項である。

企画、開発、運用、保守等の情報システムのライフサイクルやサーバ、データベース、アプリケーション等の装置・機能ごとに必要に応じて設置する必要がある。

情報システムセキュリティ管理者は、情報セキュリティ責任者によって定められた手順や判断された事項に従い、対策を実施する。

- (b) 情報システムセキュリティ管理者は、所管する管理業務における情報セキュリティ対策を実施すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムセキュリティ管理者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
- (d) 統括情報セキュリティ責任者は、すべての情報システムセキュリティ管理者に対する連絡網を整備すること。

(7) 課室情報セキュリティ責任者の設置

- (a) 情報セキュリティ責任者は、各課室に課室情報セキュリティ責任者を1人置くこと。

解説：課室情報セキュリティ責任者は、所管する事務や職員における情報の取扱い等に関して、その是非を判断し、情報の持ち出しや公開等についての責任を有する者であり、課室長若しくはそれに相当する者であることが望ましい。情報セキュリティ責任者が各課室で1人任命し、統括情報セキュリティ責任者に報告するものである。

- (b) 課室情報セキュリティ責任者は、課室における情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
- (c) 情報セキュリティ責任者は、課室情報セキュリティ責任者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
- (d) 統括情報セキュリティ責任者は、すべての課室情報セキュリティ責任者に対する連絡網を整備すること。

**改訂履歴**

改定日	改訂理由
2006/02/21	初版
2007/11/09	政府機関統一基準(第2版)の策定に伴う修正
2008/09/08	政府機関統一基準(第3版)の策定に伴う修正

政府統一基準目次		役割									
		最高情報セキュリティ責任者	情報セキュリティ委員会	統括情報セキュリティ責任者	情報セキュリティ監査責任者	情報セキュリティ監査実施者	情報セキュリティ責任者	情報システムセキュリティ責任者	情報システムセキュリティ管理者	課室情報セキュリティ責任者	行政事務従事者
第2部 組織と体制の構築		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.1 導入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.1.1 組織・体制の整備	(1)最高情報セキュリティ責任者の設置 (2)情報セキュリティ委員会の設置 (3)情報セキュリティ監査責任者の設置 (4)情報セキュリティ責任者の設置 (5)情報システムセキュリティ責任者の設置 (6)情報システムセキュリティ管理者の設置 (7)課室情報セキュリティ責任者の設置										
2.1.2 役割の割当て	(1)兼務を禁止する役割の規定 (2)上司による承認・許可										
2.1.3 違反と例外措置	(1)違反への対処 (2)例外措置			( )	( )		( )	( )		( )	
2.2 運用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.2.1 情報セキュリティ対策の教育	(1)情報セキュリティ対策の教育の実施 (2)情報セキュリティ対策の教育の受講										
2.2.2 障害等の対処	(1)障害等の発生に備えた事前準備 (2)障害等の発生時における報告と応急措置 (3)障害等の原因調査と再発防止策										
2.3 評価		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.3.1 情報セキュリティ対策の自己点検	(1)自己点検に関する年度計画の策定 (2)自己点検の実施に関する準備 (3)自己点検の実施 (4)自己点検結果の評価 (5)自己点検に基づく改善										
2.3.2 情報セキュリティ対策の監査	(1)監査計画の策定 (2)監査の実施に関する指示 (3)個別の監査業務における監査実施計画の策定 (4)監査の実施に係る準備 (5)監査の実施 (6)監査結果に対する対処										
2.4 見直し		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.4.1 情報セキュリティ対策の見直し	(1)情報セキュリティ対策の見直し	( )	( )	( )	( )		( )	( )		( )	
第3部 情報についての対策		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.1 情報の格付け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.1.1 情報の格付け	(1)情報の格付け										
3.2 情報の取扱い		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.2.1 情報の作成と入手	(1)業務以外の情報の作成又は入手の禁止 (2)情報の作成又は入手時における格付けの決定と取扱制限の検討 (3)格付けと取扱制限の明示等 (4)格付けと取扱制限の継承 (5)格付けと取扱制限の変更										
3.2.2 情報の利用	(1)業務以外の利用の禁止 (2)格付け及び取扱制限に従った情報の取扱い (3)要保護情報の取扱い										
3.2.3 情報の保存	(1)格付けに応じた情報の保存 (2)情報の保存期間										
3.2.4 情報の移送	(1)情報の移送に関する許可及び届出 (2)情報の送信と運搬の選択 (3)移送手段の決定 (4)書面の保護対策 (5)電磁的記録の保護対策										
3.2.5 情報の提供	(1)情報の公表 (2)他者への情報の提供										
3.2.6 情報の消去	(1)電磁的記録の消去方法 (2)書面の廃棄方法										

...該当する項目が存在する ( )...直接指定されていないが該当する項目が存在する

政府統一基準目次		役割									
		最高情報セキュリティ責任者	情報セキュリティ委員会	統括情報セキュリティ責任者	情報セキュリティ監査責任者	情報セキュリティ監査実施者	情報セキュリティ責任者	情報システムセキュリティ責任者	情報システムセキュリティ管理者	課室情報セキュリティ責任者	行政事務従事者
第4部 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4.1 情報セキュリティについての機能		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4.1.1 主体認証機能	(1)主体認証機能の導入 (2)識別コードの管理 (3)主体認証情報の管理										
4.1.2 アクセス制御機能	(1)アクセス制御機能の導入 (2)適正なアクセス制御										
4.1.3 権限管理機能	(1)権限管理機能の導入 (2)識別コードと主体認証情報の付与管理 (3)識別コードと主体認証情報における代替手段等の適用								( )	( )	( )
4.1.4 証跡管理機能	(1)証跡管理機能の導入 (2)証跡の取得と保存 (3)取得した証跡の点検、分析及び報告 (4)証跡管理に関する利用者への周知										
4.1.5 保証のための機能	(1)保証のための機能の導入										
4.1.6 暗号と電子署名(鍵管理を含む)	(1)暗号化機能及び電子署名の付与に係る方式の整備 (2)暗号化機能及び電子署名の付与機能の導入 (3)暗号化及び電子署名の付与に係る管理 (4)暗号化機能及び電子署名の付与機能の利用										
4.2 情報セキュリティについての脅威		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4.2.1 セキュリティホール対策	(1)情報システムの構築時 (2)情報システムの運用時										
4.2.2 不正プログラム対策	(1)情報システムの構築時 (2)情報システムの運用時										
4.2.3 サービス不能攻撃対策	(1)情報システムの構築時 (2)情報システムの運用時										
4.2.4 踏み台対策	(1)情報システムの構築時 (2)情報システムの運用時										
4.3 情報システムのセキュリティ要件		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4.3.1 情報システムのセキュリティ要件	(1)情報システムの計画 (2)情報システムの構築・運用 (3)情報システムの移行・廃棄 (4)情報システムの見直し (5)情報システムの台帳整備										
第5部 情報システムの構成要素についての対策		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5.1 施設と環境		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5.1.1 電子計算機及び通信回線装置を設置する安全区域	(1)立入り及び退出の管理 (2)訪問者及び受渡業者の管理 (3)電子計算機及び通信回線装置のセキュリティ確保 (4)安全区域内のセキュリティ管理 (5)災害及び障害への対策										
5.2 電子計算機		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5.2.1 電子計算機共通対策	(1)電子計算機の設置時 (2)電子計算機の運用時 (3)電子計算機の運用終了時										
5.2.2 端末	(1)端末の設置時 (2)端末の運用時										
5.2.3 サーバ装置	(1)サーバ装置の設置時 (2)サーバ装置の運用時										
5.3 アプリケーションソフトウェア		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5.3.1 通信回線を介して提供するアプリケーション共通対策	(1)アプリケーションの導入時 (2)アプリケーションの運用時										
5.3.2 電子メール	(1)電子メールの導入時 (2)電子メールの運用時										
5.3.3 ウェブ	(1)ウェブの導入時 (2)ウェブの運用時										
5.3.4 ドメインネームシステム(DNS)	(1)DNSの導入時 (2)DNSの運用時										

...該当する項目が存在する ( )...直接指定されていないが該当する項目が存在する

政府統一基準目次		役割									
		最高情報セキュリティ責任者	情報セキュリティ委員会	統括情報セキュリティ責任者	情報セキュリティ監査責任者	情報セキュリティ監査実施者	情報セキュリティ責任者	情報システムセキュリティ責任者	情報システムセキュリティ管理者	課室情報セキュリティ責任者	行政事務従事者
5.4	通信回線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5.4.1	通信回線共通対策										
	(1)通信回線の構築時										
	(2)通信回線の運用時										
	(3)通信回線の運用終了時										
5.4.2	府省庁内通信回線の管理										
	(1)府省庁内通信回線の構築時										
	(2)府省庁内通信回線の運用時										
	(3)回線の対策										
5.4.3	府省庁外通信回線との接続										
	(1)府省庁内通信回線と府省庁外通信回線との接続時										
	(2)府省庁外通信回線と接続している府省庁内通信回線の運用時										
第6部	個別事項についての対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6.1	調達・開発にかかわる情報セキュリティ対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6.1.1	機器等の購入										
	(1)情報セキュリティ確保のための府省庁内共通の仕組みの整備										
	(2)機器等の購入の実施における手続										
6.1.2	外部委託										
	(1)情報セキュリティ確保のための府省庁内共通の仕組みの整備										
	(2)委託先に実施させる情報セキュリティ対策の明確化										
	(3)委託先の選定										
	(4)外部委託に係る契約										
	(5)外部委託の実施における手続										
	(6)外部委託終了時の手続										
6.1.3	ソフトウェア開発										
	(1)ソフトウェア開発体制の確立時										
	(2)ソフトウェア開発の開始時										
	(3)ソフトウェアの設計時										
	(4)ソフトウェアの作成時										
	(5)ソフトウェアの試験時										
6.2	個別事項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6.2.1	府省庁外での情報処理の制限										
	(1)安全管理措置についての規定の整備										
	(2)許可及び届出の取得及び管理										
	(3)安全管理措置の遵守										
6.2.2	府省庁支給以外の情報システムによる情報処理の制限										
	(1)安全管理措置についての規定の整備										
	(2)許可及び届出の取得及び管理										
	(3)安全管理措置の遵守										
6.2.3	情報システムへのIPv6技術の導入における対策										
	(1)IPv6移行機構がもたらす脆弱性対策										
	(2)意図しないIPv6通信の抑止と監視										
6.3	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6.3.1	府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止										
	(1)措置についての規定の整備										
	(2)措置の遵守										
6.3.2	業務継続計画との整合的運用の確保										
	(1)府省庁における業務継続計画の整備計画の把握										
	(2)業務継続計画と情報セキュリティ対策の整合性の確保										
	(3)業務継続計画と情報セキュリティ関係規程の不整合の報告										
6.3.3	ドメイン名の使用についての対策										
	(1)ドメイン名の使用										

...該当する項目が存在する ( )...直接指定されていないが該当する項目が存在する



役割	基本/強化	遵守事項
各府省庁の役割		
各府省庁	基本	2.1.1(1)(a) 最高情報セキュリティ責任者を1人置くこと。
最高情報セキュリティ責任者の役割		
最高情報セキュリティ責任者	基本	2.1.1(1)(b) 府省庁における情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
	基本	2.1.1(1)(c) 必要に応じ、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を最高情報セキュリティアドバイザーとして置くこと。
	基本	2.1.1(2)(a) 情報セキュリティ委員会を設置し、委員長及び委員を置くこと。
	基本	2.1.1(3)(a) 情報セキュリティ監査責任者を1人置くこと。
	基本	2.1.1(4)(a) 情報セキュリティ対策の運用に係る管理を行う単位を定め、その単位ごとに情報セキュリティ責任者を置くこと。そのうち、情報セキュリティ責任者を統括する者として統括情報セキュリティ責任者を1人置くこと。
	基本	2.1.1(4)(e) 情報セキュリティ責任者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を連絡すること。
	基本	許可権限者は、行政事務従事者による例外措置の適用の申請を、定められた審査手続に従って審査し、許可の可否を決定すること。また、決定の際に、以下の項目を含む例外措置の適用審査記録を作成し、最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
	基本	(ア) 決定を審査した者の情報(氏名、役割名、所属、連絡先)
	基本	(イ) 申請内容
	基本	・ 申請者の情報(氏名、所属、連絡先)
	基本	・ 例外措置の適用を申請する情報セキュリティ関係規程の該当箇所(規程名と条項等)
	基本	・ 例外措置の適用を申請する期間
	基本	・ 例外措置の適用を申請する措置内容(講ずる代替手段等)
	基本	・ 例外措置の適用を終了した旨の報告方法
	基本	・ 例外措置の適用を申請する理由
	基本	(ウ) 審査結果の内容
	基本	・ 許可又は不許可の別
	基本	・ 許可又は不許可の理由
	基本	・ 例外措置の適用を許可した情報セキュリティ関係規程の適用箇所(規程名と条項等)
	基本	・ 例外措置の適用を許可した期間
	基本	・ 許可した措置内容(講ずるべき代替手段等)
	基本	・ 例外措置を終了した旨の報告方法
	基本	2.1.3(2)(e) 許可権限者は、例外措置の適用を許可した期間の終了日に、許可を受けた者からの報告の有無を確認し、報告がない場合には、許可を受けた者に状況を報告させ、必要な措置を講ずること。ただし、許可権限者が報告を要しないと判断した場合は、この限りでない。
	基本	2.1.3(2)(f) 例外措置の適用審査記録の台帳を整備し、例外措置の適用審査記録の参照について、情報セキュリティ監査責任者からの求めに応ずること。
	基本	2.2.2(1)(a) 情報セキュリティに関する障害等(インシデント及び故障を含む。以下「障害等」という。)が発生した場合、被害の拡大を防ぐとともに、障害等から復旧するための体制を整備すること。
	基本	2.2.2(3)(b) 情報セキュリティ責任者から障害等についての報告を受けた場合には、その内容を検討し、再発防止策を実施するために必要な措置を講ずること。
	基本	2.3.1(5)(b) 自己点検の結果を全体として評価し、必要があると判断した場合には情報セキュリティ責任者に改善を指示すること。
	基本	2.3.2(2)(a) 年度監査計画に従って、情報セキュリティ監査責任者に対して、監査の実施を指示すること。
基本	2.3.2(2)(b) 情報セキュリティの状況の変化に応じて必要と判断した場合、情報セキュリティ監査責任者に対して、年度監査計画で計画されたこと以外の監査の実施を指示すること。	
基本	2.3.2(6)(a) 監査報告書の内容を踏まえ、被監査部門の情報セキュリティ責任者に対して、指摘されたことに対する対処の実施を指示すること。	
基本	2.3.2(6)(b) 監査報告書の内容を踏まえ、監査を受けた部門以外の部門においても同種の課題及び問題点がある可能性が高く、かつ緊急に同種の課題及び問題点があることを確認する必要があると判断した場合には、他の部門の情報セキュリティ責任者に対しても、同種の課題及び問題点の有無を確認するように指示すること。	
基本	2.3.2(6)(d) 監査の結果を踏まえ、既存の情報セキュリティ関係規程の妥当性を評価し、必要に応じてその見直しを指示すること。	
基本	2.4.1(1)(a) 情報セキュリティ関係規程を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認められた場合にはその見直しを行うこと。	
基本	2.4.1(1)(c) 情報セキュリティ関係規程を整備した者は、情報セキュリティ関係規程に課題及び問題点が認められる旨の相談を受けた場合は、必要な措置を講ずること。	
基本	6.3.2(1)(a) 府省庁における業務継続計画の整備計画について統括情報セキュリティ責任者を通じ情報セキュリティ委員会が適時に知ることができる体制を整備すること。	

情報セキュリティ委員会の役割

情報セキュリティ委員会	基本	2.1.1(2)(b)	情報セキュリティに関する省庁対策基準を策定し、最高情報セキュリティ責任者の承認を得ること。
	基本	2.1.3(2)(a)	例外措置の適用の申請を審査する者(以下「許可権限者」という。)を定め、審査手続を整備すること。
	基本	2.1.3(2)(c)	許可権限者は、行政事務従事者による例外措置の適用の申請を、定められた審査手続に従って審査し、許可の可否を決定すること。また、決定の際に、以下の項目を含む例外措置の適用審査記録を作成し、最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
	基本		(ア) 決定を審査した者の情報(氏名、役割名、所属、連絡先)
	基本		(イ) 申請内容
	基本		・ 申請者の情報(氏名、所属、連絡先)
	基本		・ 例外措置の適用を申請する情報セキュリティ関係規程の該当箇所(規程名と条項等)
	基本		・ 例外措置の適用を申請する期間
	基本		・ 例外措置の適用を申請する措置内容(講ずる代替手段等)
	基本		・ 例外措置の適用を終了した旨の報告方法
	基本		・ 例外措置の適用を申請する理由
	基本		(ウ) 審査結果の内容
	基本		・ 許可又は不許可の別
	基本		・ 許可又は不許可の理由
	基本	・ 例外措置の適用を許可した情報セキュリティ関係規程の適用箇所(規程名と条項等)	
	基本	・ 例外措置の適用を許可した期間	
	基本	・ 許可した措置内容(講ずるべき代替手段等)	
	基本	・ 例外措置を終了した旨の報告方法	
基本	2.1.3(2)(e)	許可権限者は、例外措置の適用を許可した期間の終了日に、許可を受けた者からの報告の有無を確認し、報告がない場合には、許可を受けた者に状況を報告させ、必要な措置を講ずること。ただし、許可権限者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。	
基本	2.4.1(1)(a)	情報セキュリティ関係規程を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認められた場合にはその見直しを行うこと。	
基本	2.4.1(1)(c)	情報セキュリティ関係規程を整備した者は、情報セキュリティ関係規程に課題及び問題点が認められる旨の相談を受けた場合は、必要な措置を講ずること。	
基本	3.1.1(1)(a)	行政事務で取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の規定を整備すること。	
基本	6.3.2(2)(a)	府省庁において業務継続計画又は省庁対策基準を整備する場合には、業務継続計画と省庁対策基準との整合性の確保のための検討を行うこと。	

統括情報セキュリティ責任者の役割

統括情報セキュリティ責任者	基本	2.1.1(4)(c)	情報セキュリティ対策における雇用の開始、終了及び人事異動等に関する管理の規定を整備すること。
	基本	2.1.1(4)(f)	すべての情報セキュリティ責任者に対する連絡網を整備すること。
	基本	2.1.1(5)(d)	すべての情報システムセキュリティ責任者に対する連絡網を整備すること。
	基本	2.1.1(6)(d)	すべての情報システムセキュリティ管理者に対する連絡網を整備すること。
	基本	2.1.1(7)(d)	すべての課室情報セキュリティ責任者に対する連絡網を整備すること。
	基本	2.1.3(2)(c)	許可権限者は、行政事務従事者による例外措置の適用の申請を、定められた審査手続に従って審査し、許可の可否を決定すること。また、決定の際に、以下の項目を含む例外措置の適用審査記録を作成し、最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
	基本		(ア) 決定を審査した者の情報(氏名、役割名、所属、連絡先)
	基本		(イ) 申請内容
	基本		・ 申請者の情報(氏名、所属、連絡先)
	基本		・ 例外措置の適用を申請する情報セキュリティ関係規程の該当箇所(規程名と条項等)
	基本		・ 例外措置の適用を申請する期間
	基本		・ 例外措置の適用を申請する措置内容(講ずる代替手段等)
	基本		・ 例外措置の適用を終了した旨の報告方法
	基本		・ 例外措置の適用を申請する理由
	基本		(ウ) 審査結果の内容
	基本		・ 許可又は不許可の別
	基本		・ 許可又は不許可の理由
	基本	・ 例外措置の適用を許可した情報セキュリティ関係規程の適用箇所(規程名と条項等)	
	基本	・ 例外措置の適用を許可した期間	
	基本	・ 許可した措置内容(講ずるべき代替手段等)	
	基本	・ 例外措置を終了した旨の報告方法	
基本	2.1.3(2)(e)	許可権限者は、例外措置の適用を許可した期間の終了日に、許可を受けた者からの報告の有無を確認し、報告がない場合には、許可を受けた者に状況を報告させ、必要な措置を講ずること。ただし、許可権限者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。	
基本	2.2.1(1)(a)	情報セキュリティ関係規程について、行政事務従事者に対し、その啓発をすること。	
基本	2.2.1(1)(b)	情報セキュリティ関係規程について、行政事務従事者に教育すべき内容を検討し、教育のための資料を整備すること。	

統括情報セキュリティ責任者

基本	2.2.1(1)(c)	行政事務従事者が毎年度最低1回、受講できるように、情報セキュリティ対策の教育に係る計画を企画、立案するとともに、その実施体制を整備すること。
基本	2.2.1(1)(d)	行政事務従事者の着任時、異動時に新しい職場等で3か月以内に受講できるように、情報セキュリティ対策の教育を企画、立案するとともに、その実施体制を整備すること。
基本	2.2.1(1)(e)	行政事務従事者の情報セキュリティ対策の教育の受講状況を管理できる仕組みを整備すること。
基本	2.2.1(1)(f)	行政事務従事者の情報セキュリティ対策の教育の受講状況について、課室情報セキュリティ責任者に通知すること。
基本	2.2.1(1)(h)	毎年度1回、最高情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ委員会に対して、行政事務従事者の情報セキュリティ対策の教育の受講状況について報告すること。
強化	2.2.1(1)(i)	情報セキュリティ関係規程について、行政事務従事者に対する情報セキュリティ対策の訓練の内容及び体制を整備すること。
基本	2.2.2(1)(b)	障害等について行政事務従事者から情報セキュリティ責任者への報告手順を整備し、当該報告手段をすべての行政事務従事者に周知すること。
基本	2.2.2(1)(c)	障害等が発生した際の対処手順を整備すること。
基本	2.2.2(1)(d)	障害等に備え、行政事務の遂行のため特に重要と認めた情報システムについて、その情報システムセキュリティ責任者及び情報システムセキュリティ管理者の緊急連絡先、連絡手段、連絡内容を含む緊急連絡網を整備すること。
強化	2.2.2(1)(e)	障害等について府省庁の外部から報告を受けるための窓口を設置し、その窓口への連絡手段を府省庁外に公表すること。
基本	2.3.1(1)(a)	年度自己点検計画を策定し、最高情報セキュリティ責任者の承認を得ること。
基本	2.3.1(4)(b)	情報セキュリティ責任者による自己点検が行われていることを確認し、その結果を評価すること。
基本	2.3.1(4)(c)	自己点検の結果を最高情報セキュリティ責任者へ報告すること。
基本	2.4.1(1)(a)	情報セキュリティ関係規程を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行うこと。
基本	2.4.1(1)(c)	情報セキュリティ関係規程を整備した者は、情報セキュリティ関係規程に課題及び問題点が認められる旨の相談を受けた場合は、必要な措置を講ずること。
基本		府省庁における暗号化及び電子署名の付与のアルゴリズム及び方法を、以下の事項を含めて定めること。
基本	4.1.6(1)(a)	(ア) 電子政府推奨暗号リストに記載されたものが使用可能な場合には、それを使用すること。
基本	4.1.6(1)(a)	(イ) 情報システムの新規構築又は更新に伴い暗号化又は電子署名の付与を導入する場合には、電子政府推奨暗号リストに記載されたアルゴリズムを使用すること。ただし、使用するアルゴリズムを複数のアルゴリズムの中から選択可能とするよう暗号化又は電子署名の付与を実装する箇所においては、当該複数のアルゴリズムに、少なくとも一つは電子政府推奨暗号リストに記載されたものを含めること。
基本	4.1.6(1)(b)	暗号化された情報(書面を除く。以下この項において同じ。)の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、鍵の生成手順、有効期限、廃棄手順、更新手順、鍵が露呈した場合の対処手順等(以下「鍵の管理手順等」という。)を定めること。
基本	4.1.6(1)(c)	暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、鍵の保存方法及び保存場所(以下「鍵の保存方法等」という。)を定めること。
強化	4.1.6(1)(d)	暗号化された情報の復号に用いる鍵のバックアップの取得方法又は鍵の預託方法(以下「鍵のバックアップ方法等」という。)を定めること。
基本	4.3.1(5)(b)	すべての情報システムに対して、当該情報システムで取り扱う情報及び当該情報の格付けを含む事項を記載した台帳を整備すること。
基本	6.1.1(1)(a)	機器等の選定基準を整備すること。
基本	6.1.1(1)(b)	情報セキュリティ対策の視点を加味して、機器等の納入時の確認・検査手順を整備すること。
基本	6.1.2(1)(a)	外部委託の対象としてよい情報システムの範囲及び委託先によるアクセスを認める情報資産の範囲を判断する基準を整備すること。
基本	6.1.2(1)(b)	委託先の選定基準及び選定手続を整備すること。
強化	6.1.2(1)(c)	委託先の選定基準策定に当たって、その厳格性向上のために、国際規格を踏まえた委託先の情報セキュリティ水準の評価方法を整備すること。
基本	6.2.1(1)(a)	要保護情報について府省庁外での情報処理を行う場合の安全管理措置についての規定を整備すること。
基本	6.2.1(1)(b)	要保護情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出す場合の安全管理措置についての規定を整備すること。
基本	6.2.2(1)(a)	要保護情報について府省庁支給以外の情報システムにより情報処理を行う場合に講ずる安全管理措置についての規定を整備すること。
基本	6.3.1(1)(a)	府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備すること。
基本	6.3.2(1)(b)	府省庁において業務継続計画の整備計画を把握した場合は、その内容を情報セキュリティ委員会並びに必要なに応じて情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者に連絡すること。
基本	6.3.2(2)(b)	統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合には、すべての情報システムについて、当該業務継続計画との関係の有無を検討すること。
基本		統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合には、当該業務継続計画と関係があると認めた情報システムについて、以下に従って、業務継続計画と省庁対策基準に基づく共通の実施手順を整備すること。
基本	6.3.2(2)(c)	(ア) 通常時において業務継続計画と省庁対策基準の共通要素を統合的に運用するため、情報セキュリティの枠内で必要な見直しを行うこと。
基本		(イ) 事態発生時において業務継続計画と省庁対策基準の実施に障害となる可能性のある情報セキュリティ対策の遵守事項の有無を把握し、統合的運用が可能となるよう事態発生時の規定を整備すること。
基本		ドメインネームシステムによるドメイン名(以下「ドメイン名」という。)の使用について、以下の事項を行政事務従事者に求める規定を整備すること。
基本	6.3.3(1)(a)	(ア) 行政事務従事者が府省庁外の者(国外在住の者を除く。以下、本項において同じ。)に対して、アクセスや送信させることを目的としてドメイン名を告知する場合には、以下の政府機関のドメイン名であることが保証されるドメイン名(以下「政府ドメイン名」という。)を使用すること。
基本		・ go.jpで終わるドメイン名
基本		・ 日本語ドメイン名の中で行政等に関するものとして予約されたドメイン名
基本		ただし、電子メール送信又は政府ドメイン名のウェブページでの掲載に限り以下の条件をすべて満たす場合には、政府ドメイン名以外のドメイン名を府省庁以外のもので告知してもよい。
基本		・ 電子メール送信の場合、告知内容についての問い合わせ先として政府ドメイン名による電子メールアドレスを明記しているか、又は政府ドメイン名による電子署名をしていること。
基本		・ 告知するドメイン名を管理する組織名を明記すること。
基本		・ 告知するドメイン名の有効性を確認した時期又は有効性を保証する期間について明記していること。
基本		(イ) 行政事務従事者が府省庁外の者に対して、電子メールの送信元としてドメイン名を使用する場合には、政府ドメイン名を使用すること。ただし、当該府省庁外の者にとって、当該行政事務従事者が既知の者である場合を除く。
基本		(ウ) 行政事務従事者が府省庁外の者に対して、アクセスさせることを目的として情報を保存するためにサーバを使用する場合には、政府ドメイン名のサーバだけを使用すること。

情報セキュリティ監査責任者の役割

情報セキュリティ監査責任者	基本	2.1.1(3)(b)	最高情報セキュリティ責任者の指示に基づき、監査に関する事務を統括すること。
	基本		許可権限者は、行政事務従事者による例外措置の適用の申請を、定められた審査手続に従って審査し、許可の可否を決定すること。また、決定の際に、以下の項目を含む例外措置の適用審査記録を作成し、最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
	基本		(ア) 決定を審査した者の情報(氏名、役割名、所属、連絡先)
	基本		(イ) 申請内容
	基本		・ 申請者の情報(氏名、所属、連絡先)
	基本		・ 例外措置の適用を申請する情報セキュリティ関係規程の該当箇所(規程名と条項等)
	基本		・ 例外措置の適用を申請する期間
	基本		・ 例外措置の適用を申請する措置内容(講ずる代替手段等)
	基本	2.1.3(2)(c)	・ 例外措置の適用を終了した旨の報告方法
	基本		・ 例外措置の適用を申請する理由
	基本		(ウ) 審査結果の内容
	基本		・ 許可又は不許可の別
	基本		・ 許可又は不許可の理由
	基本		・ 例外措置の適用を許可した情報セキュリティ関係規程の適用箇所(規程名と条項等)
	基本		・ 例外措置の適用を許可した期間
	基本		・ 許可した措置内容(講ずるべき代替手段等)
	基本		・ 例外措置を終了した旨の報告方法
基本	2.1.3(2)(e)	許可権限者は、例外措置の適用を許可した期間の終了日に、許可を受けた者からの報告の有無を確認し、報告がない場合には、許可を受けた者に状況を報告させ、必要な措置を講ずること。ただし、許可権限者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。	
基本	2.3.2(1)(a)	年度監査計画を策定し、最高情報セキュリティ責任者の承認を得ること。	
基本	2.3.2(3)(a)	年度監査計画及び情報セキュリティの状況の変化に応じた監査の実施指示に基づき、個別の監査業務ごとの監査実施計画を策定すること。	
基本	2.3.2(4)(a)	監査業務の実施において必要となる者を、被監査部門から独立した者から選定し、情報セキュリティ監査実施者に指名すること。	
基本	2.3.2(4)(b)	必要に応じて、府省庁外の者に監査の一部を請け負わせること。	
基本	2.3.2(5)(f)	監査調書に基づき監査報告書を作成し、最高情報セキュリティ責任者へ提出すること。	
基本	2.4.1(1)(a)	情報セキュリティ関係規程を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行うこと。	
基本	2.4.1(1)(c)	情報セキュリティ関係規程を整備した者は、情報セキュリティ関係規程に課題及び問題点が認められる旨の相談を受けた場合は、必要な措置を講ずること。	

情報セキュリティ監査実施者の役割

情報セキュリティ監査実施者	基本	2.3.2(5)(a)	情報セキュリティ監査責任者の指示に基づき、監査実施計画に従って監査を実施すること。
	基本	2.3.2(5)(b)	省庁対策基準が統一基準に準拠していることを確認すること。
	基本	2.3.2(5)(c)	実施手順が省庁対策基準に準拠していることを確認すること。
	基本	2.3.2(5)(d)	自己点検の適正性の確認を行う等により、被監査部門における実際の運用が情報セキュリティ関係規程に準拠していることを確認すること。
	基本	2.3.2(5)(e)	監査調書を作成すること。

情報セキュリティ責任者の役割

情報セキュリティ責任者	基本	2.1.1(4)(b)	所管する単位における情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。	
	基本	2.1.1(4)(d)	情報セキュリティ対策における雇用の開始、終了及び人事異動等に関する管理の規定に従った運用がなされていることを定期的に確認すること。	
	基本	2.1.1(5)(a)	所管する単位における情報システムごとに情報システムセキュリティ責任者を置くこと。	
	基本	2.1.1(5)(c)	情報システムセキュリティ責任者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。	
	基本	2.1.1(7)(a)	各課室に課室情報セキュリティ責任者を1人置くこと。	
	基本	2.1.1(7)(c)	課室情報セキュリティ責任者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。	
	基本	2.1.3(1)(b)	情報セキュリティ関係規程への重大な違反の報告を受けた場合及び自らが重大な違反を知った場合には、違反者及び必要な者に情報セキュリティの維持に必要な措置を講じさせること。	
	基本	2.1.3(1)(c)	情報セキュリティ関係規程への重大な違反の報告を受けた場合及び自らが重大な違反を知った場合には、最高情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。	
	基本	2.1.3(2)(c)	許可権限者は、行政事務従事者による例外措置の適用の申請を、定められた審査手続に従って審査し、許可の可否を決定すること。また、決定の際に、以下の項目を含む例外措置の適用審査記録を作成し、最高情報セキュリティ責任者に報告すること。	
	基本		(ア) 決定を審査した者の情報(氏名、役割名、所属、連絡先)	
	基本		(イ) 申請内容	
	基本		・ 申請者の情報(氏名、所属、連絡先)	
	基本		・ 例外措置の適用を申請する情報セキュリティ関係規程の該当箇所(規程名と条項等)	
	基本		・ 例外措置の適用を申請する期間	
	基本		・ 例外措置の適用を申請する措置内容(講ずる代替手段等)	
	基本		・ 例外措置の適用を終了した旨の報告方法	
	基本		・ 例外措置の適用を申請する理由	
	基本		(ウ) 審査結果の内容	
	基本		・ 許可又は不許可の別	
	基本		・ 許可又は不許可の理由	
	基本		・ 例外措置の適用を許可した情報セキュリティ関係規程の適用箇所(規程名と条項等)	
	基本		・ 例外措置の適用を許可した期間	
	基本	・ 許可した措置内容(講ずるべき代替手段等)		
	基本	・ 例外措置を終了した旨の報告方法		
	基本	2.1.3(2)(e)	許可権限者は、例外措置の適用を許可した期間の終了期日に、許可を受けた者からの報告の有無を確認し、報告がない場合には、許可を受けた者に状況を報告させ、必要な措置を講ずること。ただし、許可権限者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。	
	基本	2.2.2(3)(a)	障害等が発生した場合には、障害等の原因を調査し再発防止策を策定し、その結果を報告書として最高情報セキュリティ責任者に報告すること。	
	基本	2.3.1(2)(a)	行政事務従事者ごとの自己点検票及び自己点検の実施手順を整備すること。	
	基本	2.3.1(3)(a)	統括情報セキュリティ責任者が定める年度自己点検計画に基づき、行政事務従事者に対して、自己点検の実施を指示すること。	
	基本	2.3.1(4)(a)	行政事務従事者による自己点検が行われていることを確認し、その結果を評価すること。	
	基本	2.3.2(6)(c)	監査報告書等に基づいて最高情報セキュリティ責任者から改善を指示されたことについて、対処計画を策定し、報告すること。	
	基本	2.4.1(1)(a)	情報セキュリティ関係規程を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行うこと。	
	基本	2.4.1(1)(c)	情報セキュリティ関係規程を整備した者は、情報セキュリティ関係規程に課題及び問題点が認められる旨の相談を受けた場合は、必要な措置を講ずること。	
	強化	4.1.4(3)(a)	情報セキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ責任者は、証拠を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、取得した証拠を定期的に又は適宜点検及び分析し、その結果に応じて必要な情報セキュリティ対策を講じ、又はそれぞれ統括情報セキュリティ責任者若しくは情報セキュリティ責任者に報告すること。	
	基本	4.1.4(4)(a)	情報セキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ責任者は、証拠を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、情報システムセキュリティ管理者及び利用者等に対して、証拠の取得、保存、点検及び分析を行う可能性があることをあらかじめ説明すること。	
基本	4.2.2(1)(a)	不正プログラム感染の回避を目的とした行政事務従事者に対する留意事項を含む日常的实施事項を定めること。		
基本	4.2.2(2)(h)	不正プログラム対策の状況を適宜把握し、その見直しを行うこと。		
強化	4.2.2(2)(i)	実施している不正プログラム対策では不十分な事態が発生した場合に備え、外部の専門家の支援を受けられるようにしておくこと。		
基本	5.4.3(1)(b)	府省庁内通信回線を府省庁外通信回線と接続することにより情報システムのセキュリティが確保できないと判断した場合には、他の情報システムと共有している府省庁内通信回線又は府省庁外通信回線から独立した通信回線として府省庁内通信回線を構築すること。		
基本	6.3.2(2)(b)	統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合には、すべての情報システムについて、当該業務継続計画との関係の有無を検討すること。		
基本	6.3.2(2)(c)	統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合には、当該業務継続計画と関係があると認めた情報システムについて、以下に従って、業務継続計画と省庁対策基準に基づく共通の実施手順を整備すること。		
基本		(ア)	通常時において業務継続計画と省庁対策基準の共通要素を統合的に運用するため、情報セキュリティの枠内で必要な見直しを行うこと。	
基本		(イ)	事態発生時において業務継続計画と省庁対策基準の実施に障害となる可能性のある情報セキュリティ対策の遵守事項の有無を把握し、統合的運用が可能となるよう事態発生時の規定を整備すること。	

情報システムセキュリティ責任者の役割

情報システムセキュリティ責任者	基本	2.1.1(5)(b)	所管する情報システムに対する情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
	基本	2.1.1(6)(a)	所管する情報システムの管理業務において必要な単位ごとに情報システムセキュリティ管理者を置くこと。
	基本	2.1.1(6)(c)	情報システムセキュリティ管理者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
	基本	2.1.3(2)(c)	許可権限者は、行政事務従事者による例外措置の適用の申請を、定められた審査手続に従って審査し、許可の可否を決定すること。また、決定の際に、以下の項目を含む例外措置の適用審査記録を作成し、最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
	基本		(ア) 決定を審査した者の情報(氏名、役割名、所属、連絡先)
	基本		(イ) 申請内容
	基本		・ 申請者の情報(氏名、所属、連絡先)
	基本		・ 例外措置の適用を申請する情報セキュリティ関係規程の該当箇所(規程名と条項等)
	基本		・ 例外措置の適用を申請する期間
	基本		・ 例外措置の適用を申請する措置内容(講ずる代替手段等)
	基本		・ 例外措置の適用を終了した旨の報告方法
	基本		・ 例外措置の適用を申請する理由
	基本		(ウ) 審査結果の内容
	基本		・ 許可又は不許可の別
	基本		・ 許可又は不許可の理由
	基本		・ 例外措置の適用を許可した情報セキュリティ関係規程の適用箇所(規程名と条項等)
	基本		・ 例外措置の適用を許可した期間
	基本		・ 許可した措置内容(講ずるべき代替手段等)
	基本		・ 例外措置を終了した旨の報告方法
	基本		2.1.3(2)(e)
	基本	2.4.1(1)(a)	情報セキュリティ関係規程を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認められた場合にはその見直しを行うこと。
	基本	2.4.1(1)(c)	情報セキュリティ関係規程を整備した者は、情報セキュリティ関係規程に課題及び問題点が認められる旨の相談を受けた場合は、必要な措置を講ずること。
	基本	4.1.1(1)(a)	すべての情報システムについて、主体認証を行う必要性の有無を検討すること。この場合、要保護情報を取り扱う情報システムについては、主体認証を行う必要があると判断すること。
	基本	4.1.1(1)(b)	主体認証を行う必要があると認められた情報システムにおいて、識別及び主体認証を行う機能を設けること。
	基本	4.1.1(1)(d)	主体認証を行う必要があると認められた情報システムにおいて、利用者に主体認証情報の定期的な変更を求める場合には、利用者に対して定期的な変更を促す機能のほか、以下のいずれかの機能を設けること。
	基本		(ア) 利用者が定期的に変更しているか否かを確認する機能
	基本	(イ) 利用者が定期的に変更しなければ、情報システムの利用を継続させない機能	
	基本	4.1.1(1)(e)	主体認証を行う必要があると認められた情報システムにおいて、主体認証情報又は主体認証情報格納装置を他者に使用され、又は使用される危険性を認識した場合に、直ちに当該主体認証情報若しくは主体認証情報格納装置による主体認証を停止する機能又はこれに対応する識別コードによる情報システムの利用を停止する機能を設けること。
	基本	4.1.1(1)(f)	主体認証を行う必要があると認められた情報システムにおいて、知識による主体認証方式を用いる場合には、以下の機能を設けること。
	基本		(ア) 利用者が、自らの主体認証情報を設定する機能
	基本		(イ) 利用者が設定した主体認証情報を他者が容易に知ることができないように保持する機能
	基本		(ウ) 正当な主体以外に主体認証情報を付与(発行、更新及び変更を含む。以下この項において同じ。)及び貸与ができないこと。(代理の防止)
	基本	4.1.1(1)(g)	主体認証を行う必要があると認められた情報システムにおいて、知識、所有、生体情報以外の主体認証方式を用いる場合には、その要件を定めるに際して、以下の事項が適用可能かどうかを検証した上で、当該主体認証方式に適用することが可能な要件をすべて満たすこと。
	基本		(ア) 正当な主体以外の主体認証を受諾しないこと。(誤認の防止)
	基本		(イ) 正当な主体が本人の責任ではない理由で主体認証を拒否されないこと。(誤否の防止)
	基本		(ウ) 正当な主体が容易に他者に主体認証情報を付与(発行、更新及び変更を含む。以下この項において同じ。)及び貸与ができないこと。(代理の防止)
基本	(エ) 主体認証情報が容易に複製できないこと。(複製の防止)		
基本	(オ) 情報システムセキュリティ管理者の判断により、ログオンを個々に無効化できる手段があること。(無効化の確保)		
基本	4.1.1(1)(g)	(カ) 必要時に中断することなく主体認証が可能であること。(可用性の確保)	
基本		(キ) 新たな主体を追加するために、外部からの情報や装置の供給を必要とする場合には、それらの供給が情報システムの耐用期間の間、十分受けられること。(継続性の確保)	
基本		(ク) 主体に付与した主体認証情報を使用することが不可能になった際に、正当な主体に対して主体認証情報を安全に再発行できること。(再発行の確保)	
基本	4.1.1(1)(h)	生体情報による主体認証方式を用いる場合には、当該生体情報を本人から事前に同意を得た目的以外の目的で使用しないこと。また、当該生体情報について、本人のプライバシーを侵害しないように留意すること。	
強化	4.1.1(1)(i)	主体認証を行う必要があると認められた情報システムにおいて、複数要素(複合)主体認証方式で主体認証を行う機能を設けること。	
強化	4.1.1(1)(j)	主体認証を行う必要があると認められた情報システムにおいて、ログオンした利用者に対して、前回のログオンに関する情報を通知する機能を設けること。	
強化	4.1.1(1)(k)	主体認証を行う必要があると認められた情報システムにおいて、不正にログオンしようとする行為を検知し、又は防止する機能を設けること。	
強化	4.1.1(1)(l)	主体認証を行う必要があると認められた情報システムにおいて、利用者が情報システムにログインする前に、当該情報システムの利用に関する通知メッセージを表示する機能を設けること。	
強化	4.1.1(1)(m)	主体認証を行う必要があると認められた情報システムにおいて、利用者に主体認証情報の定期的な変更を求める場合には、以前に設定した主体認証情報と同じものを再設定することを防止する機能を設けること。	
強化	4.1.1(1)(n)	主体認証を行う必要があると認められた情報システムにおいて、管理者権限を持つ識別コードを共用する場合には、当該識別コードでログインする前に個別の識別コードによりログオンすることが必要となる機能を設けること。	
基本	4.1.1(3)(b)	情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者は、主体認証情報が他者に使用され、又はその危険が発生したことの報告を受けた場合には、必要な措置を講ずること。	
基本	4.1.2(1)(a)	すべての情報システムについて、アクセス制御を行う必要性の有無を検討すること。この場合、要保護情報を取り扱う情報システムについては、アクセス制御を行う必要があると判断すること。	
基本	4.1.2(1)(b)	アクセス制御を行う必要があると認められた情報システムにおいて、アクセス制御を行う機能を設けること。	

強化	4.1.2(1)(c)	アクセス制御を行う必要があると認められた情報システムにおいて、利用者及び所属するグループの属性以外に基づくアクセス制御の機能を追加すること。
強化	4.1.2(1)(d)	アクセス制御を行う必要があると認められた情報システムにおいて、強制アクセス制御機能を設けること。
基本	4.1.3(1)(a)	すべての情報システムについて、権限管理を行う必要性の有無を検討すること。この場合、要保護情報を取り扱う情報システムについては、権限管理を行う必要があると判断すること。
基本	4.1.3(1)(b)	権限管理を行う必要があると認められた情報システムにおいて、権限管理を行う機能を設けること。
強化	4.1.3(1)(c)	権限管理を行う必要があると認められた情報システムにおいて、最少特権機能を設けること。
強化	4.1.3(1)(d)	権限管理を行う必要があると認められた情報システムにおいて、主体認証情報の再発行を自動で行う機能を設けること。
強化	4.1.3(1)(e)	権限管理を行う必要があると認められた情報システムにおいて、デュアルロック機能を設けること。
基本	4.1.3(2)(a)	権限管理を行う必要があると認められた情報システムにおいて、共用識別コードの利用許可については、情報システムごとにその必要性を判断すること。
基本	4.1.3(2)(b)	権限管理を行う必要があると認められた情報システムにおいて、権限管理について、以下の事項を含む手順を定めること。
基本		(ア) 主体からの申請に基づいて権限管理を行う場合には、その申請者が正当な主体であることを確認するための手続
基本		(イ) 主体認証情報の初期配布方法及び変更管理手続
基本		(ウ) アクセス制御情報の設定方法及び変更管理手続
基本	4.1.3(2)(c)	権限管理を行う必要があると認められた情報システムにおいて、権限管理を行う者を定めること。
基本	4.1.3(2)(d)	権限管理を行う者は、情報システムを利用する許可を得た主体に対してのみ、識別コード及び主体認証情報を発行すること。
基本	4.1.3(2)(e)	権限管理を行う者は、識別コードを発行する際に、それが共用識別コードか、共用ではない識別コードかの区別を利用者に通知すること。
基本	4.1.3(2)(f)	権限管理を行う者は、管理者権限を持つ識別コードを、業務又は業務上の責務に即した場合に限定して付与（発行、更新及び変更を含む。以下この項において同じ。）すること。
基本	4.1.3(2)(g)	権限管理を行う者は、行政事務従事者が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該行政事務従事者の識別コードを無効にすること。また、人事異動等により、識別コードを追加し、又は削除する時に、不要な識別コードの有無を点検すること。
基本	4.1.3(2)(h)	権限管理を行う者は、行政事務従事者が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該行政事務従事者に交付した主体認証情報格納装置を返還させること。
基本	4.1.3(2)(i)	権限管理を行う者は、業務上の責務と必要性を勘案し、必要最小限の範囲に限定して許可を与えるようにアクセス制御の設定をすること。また、人事異動等により、識別コードを追加し、又は削除する時に、不適切なアクセス制御設定の有無を点検すること。
強化	4.1.3(2)(j)	権限管理を行う者は、単一の情報システムにおいては、1人の行政事務従事者に対して単一の識別コードのみを付与すること。
強化	4.1.3(2)(k)	権限管理を行う者は、識別コードをどの主体に付与したかについて記録すること。当該記録を消去する場合には、情報セキュリティ責任者からの事前の承認を得ること。
強化	4.1.3(2)(l)	権限管理を行う者は、ある主体に付与した識別コードをその後別の主体に対して付与しないこと。
基本	4.1.3(3)(b)	情報システムセキュリティ責任者及び情報システムセキュリティ管理者は、権限管理を行う必要があると認められた情報システムにおいて、識別コードの不正使用の報告を受けた場合には、直ちに当該識別コードによる使用を停止させること。
基本	4.1.4(1)(a)	すべての情報システムについて、証跡管理を行う必要性の有無を検討すること。
基本	4.1.4(1)(b)	証跡を取得する必要があると認められた情報システムには、証跡管理のために証跡を取得する機能を設けること。
基本	4.1.4(1)(c)	証跡を取得する必要があると認められた情報システムにおいては、証跡として取得する情報項目及び証跡の保存期間を定めること。
基本	4.1.4(1)(d)	証跡を取得する必要があると認められた情報システムにおいては、証跡が取得できなくなった場合及び取得できなくなるおそれがある場合の対処方法を定め、必要に応じ、これらの場合に対処するための機能を情報システムに設けること。
基本	4.1.4(1)(e)	証跡を取得する必要があると認められた情報システムにおいては、取得した証跡に対して不当な消去、改ざん及びアクセスがなされないように、取得した証跡についてアクセス制御を行うこと。
強化	4.1.4(1)(f)	証跡を取得する必要があると認められた情報システムにおいては、証跡の点検、分析及び報告を支援するための自動化機能を情報システムに設けること。
強化	4.1.4(1)(g)	取得した証跡の内容により、情報セキュリティの侵害の可能性を示す事象を検知した場合に、監視する者等にその旨を即時に通知する機能を情報システムに設けること。
強化	4.1.4(3)(a)	情報セキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認められた情報システムにおいては、取得した証跡を定期的に又は適宜点検及び分析し、その結果に応じて必要な情報セキュリティ対策を講じ、又はそれぞれ統括情報セキュリティ責任者若しくは情報セキュリティ責任者に報告すること。
基本	4.1.4(4)(a)	情報セキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認められた情報システムにおいては、情報システムセキュリティ管理者及び利用者等に対して、証跡の取得、保存、点検及び分析を行う可能性があることをあらかじめ説明すること。
基本	4.1.5(1)(a)	要保護情報を取り扱う情報システムについて、保証のための対策を行う必要性の有無を検討すること。
基本	4.1.5(1)(b)	保証のための対策を行う必要があると認められた情報システムにおいて、保証のための機能を設けること。
基本	4.1.6(2)(a)	要機密情報（書面を除く。以下この項において同じ。）を取り扱う情報システムについて、暗号化を行う機能を付加する必要性の有無を検討すること。
基本	4.1.6(2)(b)	暗号化を行う必要があると認められた情報システムには、暗号化を行う機能を設けること。
基本	4.1.6(2)(c)	要保全情報を取り扱う情報システムについて、電子署名の付与を行う機能を付加する必要性の有無を検討すること。
基本	4.1.6(2)(d)	電子署名の付与を行う必要があると認められた情報システムには、電子署名の付与を行う機能を設けること。
強化	4.1.6(2)(e)	暗号化又は電子署名の付与を行う必要があると認められた情報システムにおいて、暗号モジュールを、交換ができるようにコンポーネント化して構成すること。
強化	4.1.6(2)(f)	暗号化又は電子署名の付与を行う必要があると認められた情報システムにおいて、複数のアルゴリズムを選択可能とすること。
強化	4.1.6(2)(g)	暗号化又は電子署名の付与を行う必要があると認められた情報システムにおいて、選択したアルゴリズムがソフトウェア及びハードウェアへ適切に実装され、暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵及び主体認証情報等が安全に保護された製品を使用するため、暗号モジュール試験及び認証制度に基づく認証を取得している製品を選択すること。
強化	4.1.6(2)(h)	暗号化又は電子署名の付与を行う必要があると認められた情報システムにおいて、暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵を、第三者による物理的な攻撃から保護するために、耐タンパー性を有する暗号モジュールへ格納すること。
基本	4.1.6(3)(a)	電子署名の付与を行う必要があると認められた情報システムにおいて、電子署名の正当性を検証するための情報又は手段を署名検証者へ提供すること。
強化	4.1.6(3)(b)	暗号化又は電子署名の付与を行う必要があると認められた場合、当該情報システムにおいて選択されたアルゴリズムの危殆化に関する情報を適宜入手すること。
基本	4.2.1(1)(a)	電子計算機及び通信回線装置（公開されたセキュリティホールの情報がない電子計算機及び通信回線装置を除く。以下この項において同じ。）について、セキュリティホール対策に必要となる機器情報を収集し、文書として整備すること。
基本	4.2.1(1)(b)	電子計算機及び通信回線装置の設置又は運用開始時に、当該機器上で利用するソフトウェアに関連する公開されたセキュリティホールの対策を実施すること。
強化	4.2.1(1)(c)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、セキュリティホール対策中にサービス提供が中断しないように、電子計算機及び通信回線装置を冗長構成にすること。
強化	4.2.1(1)(d)	公開されたセキュリティホールの情報がない段階においても電子計算機及び通信回線装置上で採り得る対策を実施すること。
基本	4.2.1(2)(a)	電子計算機及び通信回線装置の構成に変更があった場合には、セキュリティホール対策に必要となる機器情報を記載した文書を更新すること。
基本		管理対象となる電子計算機及び通信回線装置上で利用しているソフトウェアに関して、セキュリティホールに関連する情報を入手した場合には、当該セキュリティホールが情報システムにもたらすリスクを分析した上で、以下の事項について判断し、セキュリティホール対策計画を策定すること。

情報システムセキュリティ  
責任者

基本	(ア)	対策の必要性
基本	(イ)	対策方法
基本	(ウ)	対策方法が存在しない場合の一時的な回避方法
基本	4.2.1(2)(c)	(エ) 対策方法又は回避方法が情報システムに与える影響
基本	(オ)	対策の実施予定
基本	(カ)	対策試験の必要性
基本	(キ)	対策試験の方法
基本	(ク)	対策試験の実施予定
基本	4.2.1(2)(h)	入手したセキュリティホールに関連する情報及び対策方法に関して、必要に応じ、他の情報システムセキュリティ責任者と共有すること。
基本	4.2.2(1)(b)	電子計算機(当該電子計算機で動作可能なアンチウイルスソフトウェア等が存在しない場合を除く。以下この項において同じ。)にアンチウイルスソフトウェア等を導入すること。
基本	4.2.2(1)(c)	想定される不正プログラムの感染経路のすべてにおいてアンチウイルスソフトウェア等により不正プログラム対策を実施すること。
強化	4.2.2(1)(d)	想定される不正プログラムの感染経路において、異なる業者のアンチウイルスソフトウェア等を組み合わせ、導入すること。
強化	4.2.2(1)(e)	不正プログラムが通信により拡散することを防止するための対策を実施すること。
基本	4.2.3(1)(a)	要安定情報を取り扱う情報システム(インターネットからアクセスを受ける電子計算機、通信回線装置又は通信回線を有する情報システムに限る。以下この項において同じ。)については、サービス提供に必要な電子計算機及び通信回線装置が装備している機能をサービス不能攻撃対策に活用すること。
強化	4.2.3(1)(b)	情報システムがサービス不能攻撃を受けた場合に影響が最小となるように情報システムを構築すること。
強化	4.2.3(1)(c)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス不能攻撃を受ける電子計算機、通信回線装置又は通信回線から監視対象を特定し、監視方法及び監視記録の保存期間を定めること。
強化	4.2.3(1)(d)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、電子計算機、通信回線装置又は通信回線に対するサービス不能攻撃の影響を排除し、又は低減する対策装置を導入すること。
強化	4.2.3(1)(e)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス不能攻撃を受けた場合に攻撃への対処を効果的に実施できる手段を確保しておくこと。
強化	4.2.3(1)(f)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス提供に必要な電子計算機、通信回線装置又は通信回線を冗長構成にすること。
強化	4.2.3(1)(g)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、電子計算機や通信回線装置における対策だけでは大量のアクセスによるサービス不能攻撃を回避できないことを勘案し、インターネットに接続している通信回線を提供している事業者とサービス不能攻撃発生時の対処手順や連絡体制を整備すること。
基本	4.2.4(1)(a)	情報システム(インターネット等の府省庁外の通信回線に接続される電子計算機、通信回線装置又は通信回線を有する情報システムに限る。以下この項において同じ。)が踏み台として使われることを防止するための措置を講ずること。
基本	4.2.4(1)(b)	情報システムを踏み台として使われた場合の影響が最小となるように情報システムを構築すること。
強化	4.2.4(1)(c)	情報システムが踏み台になっているか否かを監視するための監視方法及び監視記録の保存期間を定めること。
基本	4.3.1(1)(a)	情報システムについて、ライフサイクル全般にわたってセキュリティ維持が可能な体制の確保を、情報システムを統括する責任者に求めること。
基本	4.3.1(1)(b)	情報システムのセキュリティ要件を決定すること。
基本	4.3.1(1)(c)	情報システムのセキュリティ要件を満たすために機器等の購入(購入に準ずるリースを含む。)及びソフトウェア開発において必要な対策、情報セキュリティについての機能の設定、情報セキュリティについての脅威への対策、並びに情報システムの構成要素についての対策について定めること。
基本	4.3.1(1)(d)	構築する情報システムに重要なセキュリティ要件があると認めた場合には、当該情報システムのセキュリティ機能の設計について第三者機関によるセキュリティ設計仕様書(ST: Security Target)のST評価・ST確認を受けること。ただし、情報システムを更改し、又は構築中に仕様変更が発生した場合であって、見直し後のセキュリティ設計仕様書において重要なセキュリティ要件の変更が軽微であると認めたときは、この限りでない。
基本	4.3.1(1)(e)	情報システムについて、情報セキュリティの侵害又はそのおそれのある事象の発生を監視する必要性の有無を検討し、必要があると認めた場合には、監視のために必要な措置を定めること。
基本	4.3.1(1)(f)	構築した情報システムを運用段階へ導入するに当たって、情報セキュリティの観点から実施する導入のための手順及び環境を定めること。
強化	4.3.1(1)(g)	構築する情報システムの構成要素については、重要なセキュリティ要件があると認めた場合には、当該要件に係るセキュリティ機能の設計に基づいて、製品として調達する機器及びソフトウェアに対して要求するセキュリティ機能を定め、当該機能及びその他の要求条件を満たす採用候補製品が複数ある場合であって、その中に当該セキュリティ機能に関してITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証を取得している製品がある場合には、当該製品を情報システムの構成要素として選択すること。
基本	4.3.1(2)(a)	情報システムの構築、運用に際しては、セキュリティ要件に基づき定めた情報セキュリティ対策を行うこと。
基本	4.3.1(3)(a)	情報システムの移行及び廃棄を行う場合は、情報の消去及び保存、並びに情報システムの廃棄及び再利用について必要性を検討し、それぞれについて適切な措置を講ずること。
基本	4.3.1(4)(a)	情報システムの情報セキュリティ対策について見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行い、必要な措置を講ずること。
基本	4.3.1(5)(a)	情報システムを新規に構築し、又は更改する際には、当該情報システムで取り扱う情報及び当該情報の格付けを含む事項を統括情報セキュリティ責任者に報告すること。
基本	5.1.1(1)(a)	安全区域に不審者を立ち入らせない措置を講ずること。
基本	5.1.1(1)(b)	要保護情報を取り扱う情報システムについては、安全区域を物理的に隔離し、立入り及び退出を管理するための措置を講ずること。
強化	5.1.1(1)(c)	安全区域へ立ち入る者の主体認証を行うための措置を講ずること。
強化	5.1.1(1)(d)	安全区域から退出する者の主体認証を行うための措置を講ずること。
強化	5.1.1(1)(e)	主体認証を経た者が、主体認証を経ない者を安全区域へ立ち入らせ、及び安全区域から退出させない措置を講ずること。
強化	5.1.1(1)(f)	安全区域へ継続的に立ち入る者を承認する手続を整備すること。また、その者の氏名、所属、立入承認日、立入期間及び承認事由を含む事項を記載するための文書を整備すること。
強化	5.1.1(1)(g)	安全区域へ立入りが承認された者に変更がある場合には、当該変更の内容を前事項の文書へ反映させること。また、当該変更の記録を保存すること。
強化	5.1.1(1)(h)	安全区域へのすべての者の立入り及び当該区域からの退出を記録し及び監視するための措置を講ずること。
強化	5.1.1(2)(a)	安全区域への訪問者がある場合には、訪問者の氏名、所属及び訪問目的並びに訪問相手の氏名及び所属を確認するための措置を講ずること。
強化	5.1.1(2)(b)	安全区域への訪問者がある場合には、訪問者の氏名、所属及び訪問目的、訪問相手の氏名及び所属、訪問日並びに立入り及び退出の時刻を記録するための措置を講ずること。
強化	5.1.1(2)(c)	安全区域への訪問者がある場合には、訪問相手の行政事務従事者が訪問者の安全区域への立入りについて審査するための手続を整備すること。
強化	5.1.1(2)(d)	訪問者の立ち入る区域を制限するための措置を講ずること。
強化	5.1.1(2)(e)	安全区域内において訪問相手の行政事務従事者が訪問者に付き添うための措置を講ずること。
強化	5.1.1(2)(f)	訪問者と継続的に立入りが許可された者とを外見上判断できる措置を講ずること。



強化		受渡業者と物品の受渡しを行う場合には、以下に挙げるいずれかの措置を講ずること。
強化	5.1.1(2)(g)	(ア) 安全区域外で受渡しを行うこと。
強化		(イ) 業者が安全区域へ立ち入る場合は、当該業者が安全区域内の電子計算機、通信回線装置、記録媒体に触れることができない場所に限定し、行政事務従事者が立ち会うこと。
基本	5.1.1(3)(a)	要保護情報を取り扱う情報システムについては、設置及び利用場所が確定している電子計算機の盗難及び当該場所からの不正な持出しを防止するための措置を講ずること。
強化	5.1.1(3)(b)	要保護情報を取り扱う情報システムについては、電子計算機及び通信回線装置を他の情報システムから物理的に隔離し、安全区域を共用しないこと。
強化	5.1.1(3)(c)	要保護情報を取り扱う情報システムについては、設置及び利用場所が確定している通信回線装置の盗難及び当該場所からの不正な持出しを防止するための措置を講ずること。
強化	5.1.1(3)(d)	行政事務従事者が離席時に電子計算機及び通信回線装置を不正操作から保護するための措置を講ずること。
強化	5.1.1(3)(e)	要機密情報を取り扱う情報システムについては、電子計算機及び通信回線装置の表示用デバイスを盗み見から保護するための措置を講ずること。
強化	5.1.1(3)(f)	要保護情報を取り扱う情報システムについては、情報システムで利用する電源ケーブル及び通信ケーブルを含む配線を、損傷及び盗聴を含む脅威から保護するための措置を講ずること。
強化	5.1.1(3)(g)	要機密情報を取り扱う情報システムについては、電磁波による情報漏えい対策の措置を講ずること。
強化	5.1.1(4)(c)	要保護情報を取り扱う情報システムに関連する物品の安全区域への持込み及び安全区域からの持出しに係る記録を取得すること。
強化	5.1.1(4)(d)	要機密情報を取り扱う情報システムについては、情報システムに関連しない電子計算機、通信回線装置、電磁的記録媒体及び記録装置(音声、映像及び画像を記録するものを含む。)の安全区域への持込みについて制限すること。
強化	5.1.1(4)(e)	安全区域内での作業を監視するための措置を講ずること。
強化	5.1.1(5)(a)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、自然災害及び人為的災害から電子計算機及び通信回線装置を保護するための物理的な対策を講ずること。
強化	5.1.1(5)(b)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、安全区域内において災害又は障害が発生している場合には、作業する者の安全性を確保した上で必要な場合に電子計算機及び通信回線装置の電源を遮断できる措置を講ずること。
基本	5.2.1(1)(a)	電子計算機のセキュリティ維持に関する規定を整備すること。
基本	5.2.1(1)(b)	すべての電子計算機に対して、電子計算機を管理する行政事務従事者及び利用者を特定するための文書を整備すること。
基本	5.2.1(1)(c)	要安定情報を取り扱う電子計算機については、当該電子計算機に求められるシステム性能を発揮できる能力を、将来の見直しを含め検討し、確保すること。
基本	5.2.1(1)(d)	電子計算機について、情報セキュリティについての機能の必要性の有無を検討すること。
基本	5.2.1(1)(e)	情報セキュリティについての機能の必要性があると認められた電子計算機について、当該機能を設けること。
基本	5.2.1(1)(f)	電子計算機上で動作するオペレーティングシステム及びアプリケーションに存在する公開されたセキュリティホールから電子計算機(公開されたセキュリティホールの情報がない電子計算機を除く。)を保護するための対策を講ずること。
基本	5.2.1(1)(g)	不正プログラムから電子計算機(当該電子計算機で動作可能なアンチウイルスソフトウェア等が存在しないものを除く。)を保護するための対策を講ずること。
基本	5.2.1(1)(h)	電子計算機関連文書を整備すること。
基本	5.2.1(1)(i)	要保護情報を取り扱う情報システムについては、電子計算機を安全区域に設置すること。ただし、モバイルPCについて情報セキュリティ責任者の承認を得た場合は、この限りでない。
強化	5.2.1(1)(j)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス提供に必要な電子計算機を冗長構成にすること。
基本	5.2.1(2)(b)	適宜、電子計算機のセキュリティ維持に関する規定の見直しを行うこと。また、当該規定を変更した場合には、当該変更の記録を保存すること。
基本	5.2.1(2)(d)	電子計算機を管理する行政事務従事者及び利用者を変更した場合には、当該変更の内容を、電子計算機を管理する行政事務従事者及び利用者を特定するための文書へ反映すること。また、当該変更の記録を保存すること。
基本	5.2.1(2)(e)	電子計算機のセキュリティレベルを維持するため、公開されたセキュリティホールから電子計算機を保護するための対策を講ずること。
基本	5.2.1(2)(f)	電子計算機のセキュリティレベルを維持するため、不正プログラムから電子計算機を保護するための対策を講ずること。
基本	5.2.1(2)(g)	電子計算機の構成を変更した場合には、当該変更の内容を電子計算機関連文書へ反映すること。また、当該変更の記録を保存すること。
強化	5.2.1(2)(h)	所管する範囲の電子計算機で利用されているすべてのソフトウェアの状態を定期的に調査し、不適切な状態にある電子計算機を検出した場合には、当該不適切な状態の改善を図ること。
基本	5.2.1(3)(a)	電子計算機の運用を終了する場合に、電子計算機の電磁的記録媒体のすべての情報を抹消すること。
基本	5.2.2(1)(a)	端末で利用可能なソフトウェアを定めること。ただし、利用可能なソフトウェアを列挙することが困難な場合には、利用不可能なソフトウェアを列挙し、又は両者を併用することができる。
基本	5.2.2(1)(b)	要保護情報を取り扱うモバイルPCについては、府省庁外で使われる際にも、府省庁内で利用される端末と同等の保護手段が有効に機能するように構成すること。
基本	5.2.2(1)(d)	要機密情報を取り扱うモバイルPCについては、電磁的記録媒体に保存される情報の暗号化を行う機能を付加すること。
基本	5.2.2(1)(e)	要保護情報を取り扱うモバイルPCについては、盗難を防止するための措置を定めること。
強化	5.2.2(1)(f)	行政事務従事者が情報を保存できない端末を用いて情報システムを構築すること。
基本	5.2.3(1)(a)	通信回線を経由してサーバ装置の保守作業を行う場合は、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、送受信される情報を暗号化するための機能を設けること。
基本	5.2.3(1)(b)	サービスの提供及びサーバ装置の運用管理に利用するソフトウェアを定めること。
基本	5.2.3(1)(c)	利用が定められたソフトウェアに該当しないサーバアプリケーションが稼働している場合には、当該サーバアプリケーションを停止すること。また、利用が定められたソフトウェアに該当するサーバアプリケーションであっても、利用しない機能を無効化して稼働すること。
強化	5.2.3(1)(d)	利用が定められたソフトウェアに該当しないソフトウェアをサーバ装置から削除すること。
基本	5.2.3(2)(a)	定期的にサーバ装置の構成の変更を確認すること。また、当該変更によって生ずるサーバ装置のセキュリティへの影響を特定し、対処すること。
基本	5.2.3(2)(d)	サーバ装置上で証跡管理を行う必要性の有無を検討し、必要と認められた場合には実施すること。
基本	5.3.1(1)(a)	通信回線を介して提供するサービスのセキュリティ維持に関する規定を整備すること。
基本	5.3.2(1)(a)	電子メールサーバが電子メールの不正な中継を行わないように設定すること。
強化	5.3.2(1)(b)	電子メールクライアントから電子メールサーバへの電子メールの受信時及び送信時に行政事務従事者の主体認証を行う機能を備えること。
基本	5.3.3(1)(a)	ウェブサーバを用いて提供するサービスが利用者からの文字列等の入力を受けるときの場合は、特殊文字の無害化を実施すること。
基本	5.3.3(1)(b)	ウェブサーバからウェブクライアントに攻撃の糸口になり得る情報を送信しないように情報システムを構築すること。
基本	5.3.3(1)(c)	要機密情報を取り扱う情報システムについては、ウェブサーバを用いて提供するサービスにおいて、通信の盗聴から保護すべき情報を特定し、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報を暗号化すること。
強化	5.3.3(1)(d)	要機密情報を取り扱う情報システムについては、ウェブサーバに保存する情報を特定し、当該サーバに要機密情報が含まれないことを確認すること。
強化	5.3.3(1)(e)	ウェブサーバの正当性を保証するために電子証明書を利用すること。

強化	5.3.3(2)(b)	行政事務従事者が閲覧することが可能な府省庁外のホームページを制限し、定期的に見直しを行うこと。
基本	5.3.4(1)(a)	要安定情報を取り扱う情報システムの名前解決を提供するDNSのコンテンツサーバにおいて、名前解決を停止させないための措置を講ずること。
基本	5.3.4(1)(b)	DNSのコンテンツサーバにおいて管理するドメインに関する情報を運用管理するための手続を定めること。
基本	5.3.4(1)(c)	DNSのキャッシュサーバにおいて、府省庁外からの名前解決の要求には応じず、府省庁内からの名前解決の要求のみに回答を行うための措置を講ずること。
基本	5.3.4(1)(d)	DNSのコンテンツサーバにおいて、内部のみで使用する名前の解決を提供する場合、当該情報が外部に漏えいしないための措置を講ずること。
強化	5.3.4(1)(e)	重要な情報システムの名前解決を提供するDNSのコンテンツサーバにおいて、管理するドメインに関する情報に電子署名を付与すること。
基本	5.4.1(1)(a)	通信回線及び通信回線装置のセキュリティ維持に関する規定を整備すること。
基本	5.4.1(1)(b)	通信回線構築によるリスクを検討し、通信回線を構築すること。
基本	5.4.1(1)(c)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、通信回線及び通信回線装置に求められる通信性能を発揮できる能力を、将来の見直しを含め検討し、確保すること。
基本	5.4.1(1)(d)	通信回線及び通信回線装置関連文書を整備すること。
基本	5.4.1(1)(e)	すべての通信回線及び通信回線装置に対して、これを管理する者を特定するための文書を整備すること。
基本	5.4.1(1)(f)	通信回線装置が動作するために必要なソフトウェアを定めること。ただし、ソフトウェアを変更することが困難な通信回線装置の場合は、この限りでない。
基本	5.4.1(1)(g)	通信回線に接続される電子計算機をグループ化し、それぞれ通信回線上で分離すること。
基本	5.4.1(1)(h)	グループ化された電子計算機間での通信要件を検討し、当該通信要件に従って通信回線装置を利用しアクセス制御及び経路制御を行うこと。
基本	5.4.1(1)(i)	要機密情報を取り扱う情報システムについては、通信回線を用いて送受信される要機密情報の暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報を暗号化するための機能を設けること。
基本	5.4.1(1)(j)	要保護情報を取り扱う情報システムについては、通信回線に利用する物理的な回線のセキュリティを検討し、適切な回線を選択すること。
基本	5.4.1(1)(k)	遠隔地から通信回線装置に対して、保守又は診断のために利用するサービスによる接続についてセキュリティを確保すること。
基本	5.4.1(1)(l)	通信回線装置に存在する公開されたセキュリティホールから通信回線装置を保護するための対策を講ずること。
基本	5.4.1(1)(m)	通信回線装置を安全区域に設置すること。
基本	5.4.1(1)(n)	電気通信事業者の専用線サービスを利用する場合には、セキュリティレベル及びサービスレベルを含む事項に関して契約時に取り決めておくこと。
基本	5.4.1(1)(o)	通信回線装置上で証拠管理を行う必要性の有無を検討し、必要と認められた場合には実施すること。
強化	5.4.1(1)(p)	通信を行う電子計算機の主体認証を行うこと。
強化	5.4.1(1)(q)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス提供に必要な通信回線又は通信回線装置を冗長構成にすること。
基本	5.4.1(2)(a)	通信回線を利用する電子計算機の識別コード、電子計算機の利用者と当該利用者の識別コードの対応、及び通信回線の利用部局を含む事項の管理を行うこと。
基本	5.4.1(2)(b)	通信回線の構成、通信回線装置の設定、アクセス制御の設定又は識別コードを含む事項を変更した場合には、当該変更の内容を通信回線及び通信回線装置関連文書へ反映すること。また、当該変更の記録を保存すること。
基本	5.4.1(2)(c)	通信回線又は通信回線装置を管理する者を変更した場合には、当該変更の内容を、通信回線及び通信回線装置を管理する者を特定するための文書へ反映すること。また、当該変更の記録を保存すること。
基本	5.4.1(2)(f)	定期的に通信回線の構成、通信回線装置の設定、アクセス制御の設定又は識別コードを含む事項の変更を確認すること。また、当該変更によって生ずる通信回線のセキュリティへの影響を特定し、対処すること。
基本	5.4.1(2)(g)	情報システムのセキュリティの確保が困難な事由が発生した場合には、他の情報システムと共有している通信回線から独立した閉鎖的な通信回線に構成を変更すること。
基本	5.4.1(2)(i)	通信回線装置のセキュリティレベル維持のため、公開されたセキュリティホールから通信回線装置を保護するための対策を講ずること。
強化	5.4.1(2)(k)	所管する範囲の通信回線装置が動作するために必要なすべてのソフトウェアの状態を定期的に調査し、不適切な状態にある通信回線装置を検出した場合には、当該不適切な状態の改善を図ること。ただし、ソフトウェアを変更することが困難な通信回線装置の場合は、この限りでない。
基本	5.4.1(3)(a)	通信回線装置の利用を終了する場合には、通信回線装置の電磁的記録媒体のすべての情報を抹消すること。
強化	5.4.2(1)(a)	通信回線装置に物理的に接続した電子計算機を、通信回線に論理的に接続する前に、当該電子計算機が通信回線に接続することを許可されたものであることを確認するための措置を講ずること。
強化	5.4.2(2)(a)	通信要件の変更の際及び定期的に、アクセス制御の設定の見直しを行うこと。
基本	5.4.2(3)(a)	VPN環境を構築する場合には、以下に挙げる事項を含む措置の必要性の有無を検討し、必要と認めるときは措置を講ずること。
基本		(ア) 利用開始及び利用停止時の申請手続の整備
基本		(イ) 通信内容の暗号化
基本		(ウ) 通信を行う電子計算機の識別又は利用者の主体認証
基本		(エ) 主体認証記録の取得及び管理
基本		(オ) VPN経由でアクセスすることが可能な通信回線の範囲の制限
基本		(カ) VPN接続方法の機密性の確保
基本		(キ) VPNを利用する電子計算機の管理

情報システムセキュリティ  
責任者

基本		無線LAN環境を構築する場合には、以下に挙げる事項を含む措置の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは措置を講ずること。
基本	(ア)	利用開始及び利用停止時の申請手続の整備
基本	(イ)	通信内容の暗号化
基本	(ウ)	通信を行う電子計算機の識別又は利用者の主体認証
基本	5.4.2(3)(b)	(エ) 主体認証記録の取得及び管理
基本	(オ)	無線LAN経由でアクセスすることが可能な通信回線の範囲の制限
基本	(カ)	無線LANに接続中に他の通信回線との接続の禁止
基本	(キ)	無線LAN接続方法の機密性の確保
基本	(ク)	無線LANに接続する電子計算機の管理
基本		公衆電話網を経由したリモートアクセス環境を構築する場合には、以下に挙げる事項を含む措置の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは措置を講ずること。
基本	(ア)	利用開始及び利用停止時の申請手続の整備
基本	(イ)	通信を行う者又は発信者番号による識別及び主体認証
基本	5.4.2(3)(c)	(ウ) 主体認証記録の取得及び管理
基本	(エ)	リモートアクセス経由でアクセスすることが可能な通信回線の範囲の制限
基本	(オ)	リモートアクセス中に他の通信回線との接続の禁止
基本	(カ)	リモートアクセス方法の機密性の確保
基本	(キ)	リモートアクセスする電子計算機の管理
基本	5.4.3(1)(a)	情報セキュリティ責任者の承認を得た上で、府省庁内通信回線を府省庁外通信回線と接続すること。
基本	5.4.3(2)(a)	情報システムのセキュリティの確保が困難な事由が発生した場合には、他の情報システムと共有している府省庁内通信回線又は府省庁外通信回線から独立した通信回線に構成を変更すること。
基本	5.4.3(2)(b)	通信回線の変更の際及び定期的に、アクセス制御の設定の見直しを行うこと。
基本	6.1.1(2)(a)	機器等の選定時において、選定基準に対する機器等の適合性を確認し、その結果を機器等の候補の選定における判断の一要素として活用すること。
基本	6.1.1(2)(b)	機器等の納入時において、納入された機器等が選定基準を満たすことを確認し、その結果を納品検査における確認の判断に加えること。
基本	6.1.1(2)(c)	機器等の納入後の情報セキュリティ対策に関する保守・点検等の必要性の有無を検討し、必要と認められた場合には、実施条件を定め、それらの実施者である機器等の購入先又は他の事業者との間で、その内容に関する契約を取り交わすこと。
基本	6.1.1(2)(d)	機器等の購入において、満足すべきセキュリティ要件があり、それを実現するためのセキュリティ機能の要求仕様がある場合であって、総合評価落札方式により購入を行うときは、これについて、ITセキュリティ評価及び認証制度による認証を取得しているかどうかを評価項目として活用すること。
基本	6.1.2(2)(a)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託に係る業務遂行に際して委託先に実施させる情報セキュリティ対策の内容を定め、委託先候補に事前に周知すること。
基本	6.1.2(2)(b)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先に請け負わせる業務において情報セキュリティが侵害された場合の対処方法を整備し、委託先候補に事前に周知すること。
基本	6.1.2(2)(c)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するための方法及び情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法を整備し、委託先候補に事前に周知すること。
基本	6.1.2(3)(a)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、選定基準及び選定手続に基づき、委託先を選定すること。
強化	6.1.2(3)(b)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、国際規格を踏まえた委託先の情報セキュリティ水準の評価方法に従って、委託先の候補者の情報セキュリティ水準を確認し、委託先の選定における評価の一要素として利用すること。
基本	6.1.2(4)(a)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託を実施する際に、委託先に請け負わせる業務における情報セキュリティ対策、機密保持(情報の目的外利用の禁止を含む。)、情報セキュリティの侵害発生時の対処方法、情報セキュリティ対策の履行状況の確認方法及び情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法を含む外部委託に伴う契約を取り交わすこと。また、必要に応じて、以下の事項を当該契約に含めること。
基本	(ア)	情報セキュリティ監査の受入れ
基本	(イ)	サービスレベルの保証
基本		情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託に係る契約者双方の責任の明確化と合意の形成を行い、委託先における情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制に関する確認書等を提出させること。また、必要に応じて、以下の事項を当該確認書等に含めさせること。
基本	6.1.2(4)(b)	(ア) 当該委託業務に携わる者の特定
基本	(イ)	遵守すべき情報セキュリティ対策を実現するために、当該者が実施する具体的な取組内容
基本	6.1.2(4)(c)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託契約の継続に関しては、選定基準及び選定手続に基づきその都度審査するものとし、安易な随意契約の継続をしないこと。
基本	6.1.2(4)(d)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先の提供するサービス(情報セキュリティ基本方針、実施手順、管理策の維持及び改善を含む。 )の変更に関しては、選定基準及び選定手続に基づき、その是非を審査すること。
基本	6.1.2(4)(e)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先がその請負内容の全部又は一部を第三者に再請負させることを禁止すること。ただし、委託先からの申請を受け、再請負させることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保される措置が担保されると判断する場合は、その限りでない。
基本	6.1.2(5)(b)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、請け負わせた業務の実施において情報セキュリティの侵害が発生した場合に、定められた対処方法に従い、委託先に必要な措置を講じさせること。
基本	6.1.2(5)(c)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、定められた方法に従い、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認すること。
基本	6.1.2(6)(a)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託の終了時に、委託先に請け負わせた業務において行われた情報セキュリティ対策を確認し、その結果を納品検査における確認の判断に加えること。
基本	6.1.3(1)(a)	ソフトウェア開発について、セキュリティにかかわる対策事項(本項(2)から(5)の遵守事項)を満たすことが可能な開発体制の確保を、情報システムを統括する責任者に求めること。
基本	6.1.3(1)(b)	ソフトウェア開発を外部委託する場合には、委託先が実施すべき対策事項(本項(2)から(5)の遵守事項)の中から必要な事項を選択し、当該対策事項が実質的に担保されるよう、委託先に実施について保証させること。
基本	6.1.3(2)(a)	ソフトウェアの開発工程における情報セキュリティに関連する開発手順及び環境について定めること。
基本	6.1.3(2)(b)	ソフトウェアの作成及び試験を行う情報システムについては、情報セキュリティの観点から運用中の情報システムと分離する必要性の有無を検討し、必要と認められたときは分離すること。
基本	6.1.3(3)(a)	開発するソフトウェアが運用される際に関連する情報資産に対して想定されるセキュリティ脅威の分析結果、及び当該ソフトウェアにおいて取り扱う情報の格付けに応じて、セキュリティ機能の必要性の有無を検討し、必要と認められたときは、セキュリティ機能を適切に設計し、設計書に明確に記述すること。
基本	6.1.3(3)(b)	開発するソフトウェアが運用される際に利用されるセキュリティ機能についての管理機能の必要性の有無を検討し、必要と認められたときは、管理機能を適切に設計し、設計書に明確に記述すること。
基本	6.1.3(3)(c)	ソフトウェアの設計について、その情報セキュリティに関する妥当性を確認するための設計レビューの範囲及び方法を定め、これに基づいて設計レビューを実施すること。

情報システムセキュリティ責任者	基本	6.1.3(3)(d)	開発するソフトウェアにおいて処理するデータ及び入出力されるデータの情報セキュリティに関する妥当性を確認する機能の必要性の有無を検討し、必要と認めるときは、その方法を適切に設計し、設計書に明確に記述すること。
	基本	6.1.3(3)(e)	開発するソフトウェアに重要なセキュリティ要件がある場合には、これを実現するセキュリティ機能の設計について第三者機関によるセキュリティ設計仕様書(ST: Security Target)のST評価・ST確認を受けること。ただし、当該ソフトウェアを要素として含む情報システムについてセキュリティ設計仕様書のST評価・ST確認を受ける場合、又はソフトウェアを更改し、若しくは開発中に仕様変更が発生した場合であって、見直し後のセキュリティ設計仕様書において重要なセキュリティ要件の変更が軽微であると認めるときは、この限りでない。
	基本	6.1.3(4)(a)	ソフトウェア開発者が作成したソースコードについて、不要なアクセスから保護するとともに、バックアップを取得すること。
	基本	6.1.3(4)(b)	情報セキュリティの観点からコーディングに関する規定を整備すること。
	強化	6.1.3(4)(c)	作成されたソースコードについて、その情報セキュリティに関する妥当性を確認するためのソースコードレビューの範囲及び方法を定め、これに基づいてソースコードレビューを実施すること。
	基本	6.1.3(5)(a)	セキュリティの観点から実施する試験の必要性の有無を検討し、必要と認めるときは実施する試験項目及び試験方法を定め、これに基づいて試験を実施すること。
	基本	6.1.3(5)(b)	情報セキュリティの観点から実施した試験の実施記録を保存すること。
	基本	6.2.1(2)(c)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁外での要保護情報の情報処理に係る記録を取得すること。
	基本	6.2.1(2)(d)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁外での情報処理を行うことを許可した期間が終了した時に、許可を受けた者から終了した旨の報告がない場合には、その状況を確認し、措置を講ずること。ただし、許可を与えた者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。
	基本	6.2.1(2)(e)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報について府省庁外での情報処理を行うことを届け出た期間が終了した時に、必要に応じて、その状況を確認し、措置を講ずること。
	基本	6.2.1(2)(i)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムの府省庁外への持出しに係る記録を取得すること。
	基本	6.2.1(2)(j)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出すことを許可した期間が終了した時に、許可を受けた者から終了した旨の報告がない場合には、その状況を確認し、措置を講ずること。ただし、許可を与えた者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。
	基本	6.2.1(2)(k)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出すことを届け出た期間が終了した時に、必要に応じて、その状況を確認し、措置を講ずること。
	基本	6.2.2(2)(c)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁支給以外の情報システムによる要保護情報の情報処理に係る記録を取得すること。
	基本	6.2.2(2)(d)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁支給以外の情報システムによる情報処理を行うことを許可した期間が終了した時に、許可を受けた者から終了した旨の報告がない場合には、その状況を確認し、措置を講ずること。ただし、許可を与えた者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。
	基本	6.2.2(2)(e)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報について府省庁支給以外の情報システムによる情報処理を行うことを届け出た期間が終了した時に、必要に応じて、その状況を確認し、措置を講ずること。
	基本	6.2.3(1)(a)	情報システムにIPv6技術を利用する通信(以下「IPv6通信」という。)の機能を導入する場合には、IPv6移行機構が他の情報システムに情報セキュリティ上の脅威を及ぼすことを防止するため、必要な措置を講ずること。
	基本	6.2.3(2)(a)	IPv6通信を想定していない通信回線に接続されるすべての電子計算機及び通信回線装置に対して、IPv6通信を抑制するための措置を講ずること。
	強化	6.2.3(2)(b)	IPv6通信を想定していない通信回線を監視し、IPv6通信が検知された場合には通信している装置を特定し、IPv6通信を遮断するための措置を講ずること。
	基本	6.3.2(2)(b)	統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合には、すべての情報システムについて、当該業務継続計画との関係の有無を検討すること。
基本	6.3.2(2)(c)	(ア)	統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合には、当該業務継続計画と関係があると認められた情報システムについて、以下に従って、業務継続計画と省庁対策基準に基づく共通の実施手順を整備すること。
基本		(イ)	通常時において業務継続計画と省庁対策基準の共通要素を統合的に運用するため、情報セキュリティの枠内で必要な見直しを行うこと。 事態発生時において業務継続計画と省庁対策基準の実施に障害となる可能性のある情報セキュリティ対策の遵守事項の有無を把握し、統合的運用が可能となるよう事態発生時の規定を整備すること。

情報システムセキュリティ管理者の役割

情報システムセキュリティ管理者	基本	2.1.1(6)(b)	所管する管理業務における情報セキュリティ対策を実施すること。	
	基本		主体認証を行う必要があると認められた情報システムにおいて、主体認証情報を秘密にする必要がある場合には、当該主体認証情報が明らかにならないように管理すること。	
	基本	4.1.1(1)(c)	(ア)	主体認証情報を保存する場合には、その内容の暗号化を行うこと。
	基本		(イ)	主体認証情報を通信する場合には、その内容の暗号化を行うこと。
	基本		(ウ)	保存又は通信を行う際に暗号化を行うことができない場合には、利用者に自らの主体認証情報を設定、変更、提供(入力)させる際に、暗号化が行われない旨を通知すること。
	基本	4.1.1(3)(b)	情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者は、主体認証情報が他者に使用され、又はその危険が発生したことの報告を受けた場合には、必要な措置を講ずること。	
	基本	4.1.3(2)(d)	権限管理を行う者は、情報システムを利用する許可を得た主体に対してのみ、識別コード及び主体認証情報を発行すること。	
	基本	4.1.3(2)(e)	権限管理を行う者は、識別コードを発行する際に、それが共用識別コードか、共用ではない識別コードかの区別を利用者に通知すること。	
	基本	4.1.3(2)(f)	権限管理を行う者は、管理者権限を持つ識別コードを、業務又は業務上の責務に即した場合に限定して付与(発行、更新及び変更を含む。以下この項において同じ。)すること。	
	基本	4.1.3(2)(g)	権限管理を行う者は、行政事務従事者が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該行政事務従事者の識別コードを無効にすること。また、人事異動等により、識別コードを追加し、又は削除する時に、不要な識別コードの有無を点検すること。	
	基本	4.1.3(2)(h)	権限管理を行う者は、行政事務従事者が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該行政事務従事者に交付した主体認証情報格納装置を返還させること。	
	基本	4.1.3(2)(i)	権限管理を行う者は、業務上の責務と必要性を勘案し、必要最小限の範囲に限り許可を与えるようにアクセス制御の設定をすること。また、人事異動等により、識別コードを追加し、又は削除する時に、不適切なアクセス制御設定の有無を点検すること。	
	強化	4.1.3(2)(j)	権限管理を行う者は、単一の情報システムにおいては、1人の行政事務従事者に対して単一の識別コードのみを付与すること。	
	強化	4.1.3(2)(k)	権限管理を行う者は、識別コードをどの主体に付与したかについて記録すること。当該記録を消去する場合には、情報セキュリティ責任者からの事前の承認を得ること。	
	強化	4.1.3(2)(l)	権限管理を行う者は、ある主体に付与した識別コードをその後別の主体に対して付与しないこと。	
	基本	4.1.3(3)(a)	権限管理を行う必要があると認められた情報システムにおいて、付与した識別コードが使用できなくなった行政事務従事者から、代替手段の使用に関する許可申請を受けた場合には、その申請者が正当な利用者であることを確認した上で、その必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、代替手段を提供すること。	
	基本	4.1.3(3)(b)	情報システムセキュリティ責任者及び情報システムセキュリティ管理者は、権限管理を行う必要があると認められた情報システムにおいて、識別コードの不正使用の報告を受けた場合には、直ちに当該識別コードによる使用を停止させること。	
	基本	4.1.4(2)(a)	証跡を取得する必要があると認められた情報システムにおいては、情報システムセキュリティ責任者が情報システムに設けた機能を利用して、証跡を記録すること。	
	基本	4.1.4(2)(b)	証跡を取得する必要があると認められた情報システムにおいては、取得した証跡の保存期間が満了する日まで当該証跡を保存し、保存期間を延長する必要性がない場合は、速やかにこれを消去すること。	
	基本	4.1.4(2)(c)	証跡を取得する必要があると認められた情報システムにおいては、証跡が取得できない場合又は取得できなくなるおそれがある場合は、定められた対処方法に基づいて対処すること。	
基本	4.2.1(2)(b)	管理対象となる電子計算機及び通信回線装置上で利用しているソフトウェアに関して、公開されたセキュリティホールに関連する情報を適宜入手すること。		
基本	4.2.1(2)(d)	セキュリティホール対策計画に基づきセキュリティホール対策を講ずること。		
基本	4.2.1(2)(e)	セキュリティホール対策の実施について、実施日、実施内容及び実施者を含む事項を記録すること。		

情報システムセキュリティ 管理者	基本	4.2.1(2)(f)	信頼できる方法でパッチ又はバージョンアップソフトウェア等のセキュリティホールを解決するために利用されるファイル(以下、「対策用ファイル」という。)を入手すること。また、当該対策用ファイルの完全性検証方法が用意されている場合は、検証を行うこと。
	基本	4.2.1(2)(g)	定期的にセキュリティホール対策及びソフトウェア構成の状況を確認、分析し、不適切な状態にある電子計算機及び通信回線装置が確認された場合の対処を行うこと。
	基本	4.2.2(2)(a)	不正プログラムに関する情報の収集に努め、当該情報について対処の要否を決定し、特段の対処が必要な場合には、行政事務従事者にその対処の実施に関する指示を行うこと。
	強化	4.2.3(2)(a)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、監視方法に従って電子計算機、通信回線装置及び通信回線を監視し、その記録を保存すること。
	強化	4.2.4(2)(a)	定められた監視方法に従って情報システムを監視し、その記録を保存すること。
	基本	5.2.1(2)(a)	電子計算機のセキュリティ維持に関する規定に基づいて、電子計算機の運用管理を行うこと。
	強化	5.2.2(2)(e)	情報システムにおいて基準となる時刻に、端末の時刻を同期すること。
	基本	5.2.3(2)(b)	要安定情報を取り扱うサーバ装置については、サーバ装置の運用状態を復元するために必要な措置を講ずること。
	基本	5.2.3(2)(c)	サーバ装置の運用管理について、作業日、作業を行ったサーバ装置、作業内容及び作業者を含む事項を記録すること。
	基本	5.2.3(2)(e)	情報システムにおいて基準となる時刻に、サーバ装置の時刻を同期すること。
	強化	5.2.3(2)(f)	サーバ装置のセキュリティ状態を監視し、不正行為及び不正利用を含む事象の発生を検知すること。
	強化	5.2.3(2)(g)	要安定情報を取り扱うサーバ装置について、当該サーバ装置のシステム状態を監視し、当該サーバ装置に関する障害等の発生を検知すること。
	強化	5.2.3(2)(h)	要安定情報を取り扱うサーバ装置について、サービス提供に必要なサーバ装置の負荷を複数のサーバ装置に分散すること。
	基本	5.3.1(2)(a)	サービスのセキュリティ維持に関する規定に基づいて、日常的及び定期的に運用管理を実施すること。
	基本	5.3.4(2)(a)	DNSのコンテンツサーバを複数台設置する場合は、管理するドメインに関する情報についてサーバ間で整合性を維持すること。
	基本	5.3.4(2)(b)	DNSのコンテンツサーバにおいて管理するドメインに関する情報を運用管理するための手続に基づいて、当該情報が正確であることを適宜確認すること。
	基本	5.4.1(2)(d)	通信回線装置のソフトウェアを変更する場合は、情報システムセキュリティ責任者の許可を得ること。
	基本	5.4.1(2)(e)	通信回線及び通信回線装置の運用管理について、作業日、作業を行った通信回線及び通信回線装置並びに作業内容及び作業者を含む事項を記録すること。
	基本	5.4.1(2)(j)	情報システムにおいて基準となる時刻に、通信回線装置の時刻を同期すること。
	強化	5.4.2(2)(b)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、日常的に、通信回線の利用状況及び状態を確認、分析し、通信回線の性能低下及び異常を推測し、又は検知すること。
強化	5.4.2(2)(c)	府省庁内通信回線上を送受信される通信内容を監視すること。	
基本	5.4.3(2)(c)	要安定情報を取り扱う情報システムについては、日常的に、通信回線の利用状況及び状態を確認、分析し、通信回線の性能低下及び異常を推測し、又は検知すること。	
基本	5.4.3(2)(d)	府省庁内通信回線と府省庁外通信回線との間で送受信される通信内容を監視すること。	

課室情報セキュリティ責任者の役割

課室情報セキュリティ責任者	基本	2.1.1(7)(b)	課室における情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
	基本	2.1.3(2)(c)	許可権限者は、行政事務従事者による例外措置の適用の申請を、定められた審査手続に従って審査し、許可の可否を決定すること。また、決定の際に、以下の項目を含む例外措置の適用審査記録を作成し、最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
	基本		(ア) 決定を審査した者の情報(氏名、役割名、所属、連絡先)
	基本		(イ) 申請内容
	基本		・ 申請者の情報(氏名、所属、連絡先)
	基本		・ 例外措置の適用を申請する情報セキュリティ関係規程の該当箇所(規程名と条項等)
	基本		・ 例外措置の適用を申請する期間
	基本		・ 例外措置の適用を申請する措置内容(講ずる代替手段等)
	基本		・ 例外措置の適用を終了した旨の報告方法
	基本		・ 例外措置の適用を申請する理由
	基本		(ウ) 審査結果の内容
	基本		・ 許可又は不許可の別
	基本		・ 許可又は不許可の理由
	基本		・ 例外措置の適用を許可した情報セキュリティ関係規程の適用箇所(規程名と条項等)
	基本		・ 例外措置の適用を許可した期間
	基本		・ 許可した措置内容(講ずるべき代替手段等)
	基本	・ 例外措置を終了した旨の報告方法	
	基本	2.1.3(2)(e)	許可権限者は、例外措置の適用を許可した期間の終了期日に、許可を受けた者からの報告の有無を確認し、報告がない場合には、許可を受けた者に状況を報告させ、必要な措置を講ずること。ただし、許可権限者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。
	基本	2.2.1(1)(g)	行政事務従事者の情報セキュリティ対策の教育の受講が達成されていない場合には、未受講の者に対して、その受講を勧告すること。行政事務従事者が当該勧告に従わない場合には、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
	基本	2.4.1(1)(a)	情報セキュリティ関係規程を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認められた場合にはその見直しを行うこと。
基本	2.4.1(1)(c)	情報セキュリティ関係規程を整備した者は、情報セキュリティ関係規程に課題及び問題点が認められる旨の相談を受けた場合は、必要な措置を講ずること。	
基本	4.1.3(2)(d)	権限管理を行う者は、情報システムを利用する許可を得た主体に対してのみ、識別コード及び主体認証情報を発行すること。	
基本	4.1.3(2)(e)	権限管理を行う者は、識別コードを発行する際に、それが共用識別コードか、共用ではない識別コードかの区別を利用者に通知すること。	
基本	4.1.3(2)(f)	権限管理を行う者は、管理者権限を持つ識別コードを、業務又は業務上の責務に即した場合に限定して付与(発行、更新及び変更を含む。以下この項において同じ。)すること。	
基本	4.1.3(2)(g)	権限管理を行う者は、行政事務従事者が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該行政事務従事者の識別コードを無効にすること。また、人事異動等により、識別コードを追加し、又は削除する時に、不要な識別コードの有無を点検すること。	
基本	4.1.3(2)(h)	権限管理を行う者は、行政事務従事者が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該行政事務従事者に交付した主体認証情報格納装置を返還させること。	

課室情報セキュリティ責任者

基本	4.1.3(2)(i)	権限管理を行う者は、業務上の責務と必要性を勘案し、必要最小限の範囲に限って許可を与えるようにアクセス制御の設定をすること。また、人事異動等により、識別コードを追加し、又は削除する時に、不適切なアクセス制御設定の有無を点検すること。
強化	4.1.3(2)(j)	権限管理を行う者は、単一の情報システムにおいては、1人の行政事務従事者に対して単一の識別コードのみを付与すること。
強化	4.1.3(2)(k)	権限管理を行う者は、識別コードをどの主体に付与したかについて記録すること。当該記録を消去する場合には、情報セキュリティ責任者からの事前の承認を得ること。
強化	4.1.3(2)(l)	権限管理を行う者は、ある主体に付与した識別コードをその後別の主体に対して付与しないこと。
基本	6.1.2(2)(a)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託に係る業務遂行に際して委託先に実施させる情報セキュリティ対策の内容を定め、委託先候補に事前に周知すること。
基本	6.1.2(2)(b)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先に請け負わせる業務において情報セキュリティが侵害された場合の対処方法を整備し、委託先候補に事前に周知すること。
基本	6.1.2(2)(c)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するための方法及び情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法を整備し、委託先候補に事前に周知すること。
基本	6.1.2(3)(a)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、選定基準及び選定手続に基づき、委託先を選定すること。
強化	6.1.2(3)(b)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、国際規格を踏まえた委託先の情報セキュリティ水準の評価方法に従って、委託先の候補者の情報セキュリティ水準を確認し、委託先の選定における評価の一要素として利用すること。
基本	6.1.2(4)(a)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託を実施する際に、委託先に請け負わせる業務における情報セキュリティ対策、機密保持(情報の目的外利用の禁止を含む。)、情報セキュリティの侵害発生時の対処方法、情報セキュリティ対策の履行状況の確認方法及び情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法を含む外部委託に伴う契約を取り交わすこと。また、必要に応じて、以下の事項を当該契約に含めること。
基本		(ア) 情報セキュリティ監査の受入れ
基本		(イ) サービスレベルの保証
基本	6.1.2(4)(b)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託に係る契約者双方の責任の明確化と合意の形成を行い、委託先における情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制に関する確認書等を提出させること。また、必要に応じて、以下の事項を当該確認書等に含めさせること。
基本		(ア) 当該委託業務に携わる者の特定
基本		(イ) 遵守すべき情報セキュリティ対策を実現するために、当該者が実施する具体的な取組内容
基本	6.1.2(4)(c)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託契約の継続に関しては、選定基準及び選定手続に基づきその都度審査するものとし、安易な随意契約の継続をしないこと。
基本	6.1.2(4)(d)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先の提供するサービス(情報セキュリティ基本方針、実施手順、管理策の維持及び改善を含む。)の変更に関しては、選定基準及び選定手続に基づき、その是非を審査すること。
基本	6.1.2(4)(e)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先がその請負内容の全部又は一部を第三者に再請負させることを禁止すること。ただし、委託先からの申請を受け、再請負させることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保される措置が担保されると判断する場合は、その限りでない。
基本	6.1.2(5)(b)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、請け負わせた業務の実施において情報セキュリティの侵害が発生した場合に、定められた対処方法に従い、委託先に必要な措置を講じさせること。
基本	6.1.2(5)(c)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、定められた方法に従い、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認すること。
基本	6.1.2(6)(a)	情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託の終了時に、委託先に請け負わせた業務において行われた情報セキュリティ対策を確認し、その結果を納品検査における確認の判断に加えること。
基本	6.2.1(2)(c)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁外での要保護情報の情報処理に係る記録を取得すること。
基本	6.2.1(2)(d)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁外での情報処理を行うことを許可した期間が終了した時に、許可を受けた者から終了した旨の報告がない場合には、その状況を確認し、措置を講ずること。ただし、許可を与えた者が報告を要しないとした場合、この限りでない。
基本	6.2.1(2)(e)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報について府省庁外での情報処理を行うことを届け出た期間が終了した時に、必要に応じて、その状況を確認し、措置を講ずること。
基本	6.2.1(2)(i)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムの府省庁外への持出しに係る記録を取得すること。
基本	6.2.1(2)(j)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出すことを許可した期間が終了した時に、許可を受けた者から終了した旨の報告がない場合には、その状況を確認し、措置を講ずること。ただし、許可を与えた者が報告を要しないと場合は、この限りでない。
基本	6.2.1(2)(k)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出すことを届け出た期間が終了した時に、必要に応じて、その状況を確認し、措置を講ずること。
基本	6.2.2(2)(c)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁支給以外の情報システムによる要保護情報の情報処理に係る記録を取得すること。
基本	6.2.2(2)(d)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁支給以外の情報システムによる情報処理を行うことを許可した期間が終了した時に、許可を受けた者から終了した旨の報告がない場合には、その状況を確認し、措置を講ずること。ただし、許可を与えた者が報告を要しないと場合は、この限りでない。
基本	6.2.2(2)(e)	情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報について府省庁支給以外の情報システムによる情報処理を行うことを届け出た期間が終了した時に、必要に応じて、その状況を確認し、措置を講ずること。
基本	6.3.2(2)(b)	統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合には、すべての情報システムについて、当該業務継続計画との関係の有無を検討すること。
基本	6.3.2(2)(c)	統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合には、当該業務継続計画と関係があると認めた情報システムについて、以下に従って、業務継続計画と省庁対策基準に基づく共通の実施手順を整備すること。
基本		(ア) 通常時において業務継続計画と省庁対策基準の共通要素を統合的に運用するため、情報セキュリティの枠内で必要な見直しを行うこと。
基本		(イ) 事態発生時において業務継続計画と省庁対策基準の実施に障害となる可能性のある情報セキュリティ対策の遵守事項の有無を把握し、統合的運用が可能となるよう事態発生時の規定を整備すること。

行政事務従事者の役割

	基本		情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割を兼務しないこと。
	基本	2.1.2(1)(a)	(ア) 承認又は許可事案の申請者とその承認権限者又は許可権限者(以下「承認権限者等」という。)
	基本		(イ) 監査を受ける者とその監査を実施する者
	基本	2.1.2(2)(a)	承認権限者等が有する職務上の権限等から、当該承認権限者等が承認又は許可(以下「承認等」という。)の可否の判断を行うことが不適切と認められる場合には、当該承認権限者等の上司に承認等の申請をすること。この場合において、当該承認権限者等の上司の承認等を得たときは、当該承認権限者等の承認等を得ることを要しない。
	基本	2.1.2(2)(b)	前事項の場合において承認等を与えたときは、承認権限者等に係る遵守事項に準じて、措置を講ずること。
	基本	2.1.3(1)(a)	情報セキュリティ関係規程への重大な違反を知った場合には、各規定の実施に責任を持つ情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
	基本		例外措置の適用を希望する場合には、定められた審査手続に従い、許可権限者に例外措置の適用を申請すること。ただし、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、情報セキュリティ関係規程の規定とは異なる代替の方法を直ちに採用すること又は規定を実施しないことが不可避のときは、事後速やかに申請し許可を得ること。申請の際に以下の事項を含む項目を明確にすること。
	基本		(ア) 申請者の情報(氏名、所属、連絡先)
	基本	2.1.3(2)(b)	(イ) 例外措置の適用を申請する情報セキュリティ関係規程の適用箇所(規程名と条項等)
	基本		(ウ) 例外措置の適用を申請する期間
	基本		(エ) 例外措置の適用を申請する措置内容(講ずる代替手段等)
	基本		(オ) 例外措置の適用を終了したときの報告方法
	基本		(カ) 例外措置の適用を申請する理由
	基本	2.1.3(2)(d)	例外措置の適用について許可を受け、例外措置を適用した場合には、それを終了したときに、当該例外措置の許可権限者にその旨を報告すること。ただし、許可権限者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。
	基本	2.2.1(2)(a)	毎年度最低1回、情報セキュリティ対策の教育に関する計画に従って、情報セキュリティ対策の教育を受講すること。
	基本	2.2.1(2)(b)	着任時、異動時に新しい職場等で、情報セキュリティ対策の教育の受講方法について課室情報セキュリティ責任者に確認すること。
	基本	2.2.1(2)(c)	情報セキュリティ対策の教育を受講できず、その理由が本人の責任ではないと思われる場合には、その理由について、課室情報セキュリティ責任者を通じて、統括情報セキュリティ責任者に報告すること。
	強化	2.2.1(2)(d)	情報セキュリティ対策の訓練に関する規定が定められている場合には、当該規定に従って、情報セキュリティ対策の訓練に参加すること。
	基本	2.2.2(2)(a)	障害等の発生を知った場合には、それに関係する者に連絡するとともに、統括情報セキュリティ責任者が定めた報告手順により、情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
	基本	2.2.2(2)(b)	障害等が発生した際の対処手順の有無を確認し、それを実施できる場合には、その手順に従うこと。
	基本	2.2.2(2)(c)	障害等が発生した場合であって、当該障害等について対処手順がないとき及びその有無を確認できないときは、その対処についての指示を受けるまで、障害等による被害の拡大防止に努めること。指示があった場合には、その指示に従うこと。
	基本	2.3.1(3)(b)	情報セキュリティ責任者から指示された自己点検票及び自己点検の実施手順を用いて自己点検を実施すること。
	基本	2.3.1(5)(a)	自らが実施した自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲で改善できると判断したことは改善し、情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
行政事務従事者	基本	2.4.1(1)(b)	情報セキュリティ関係規程に課題及び問題点が認められる場合には、情報セキュリティ関係規程を整備した者に相談すること。
	基本	3.2.1(1)(a)	行政事務の遂行以外の目的で、情報を作成し、又は入手しないこと。
	基本	3.2.1(2)(a)	情報の作成時に当該情報の機密性、完全性、可用性に応じて格付けを行い、あわせて取扱制限の必要性の有無を検討すること。
	基本	3.2.1(2)(b)	府省庁外の者が作成した情報を入手し、管理を開始する時に当該情報の機密性、完全性、可用性に応じて格付けを行い、あわせて取扱制限の必要性の有無を検討すること。
	基本	3.2.1(3)(a)	情報の格付けを、当該情報の参照が許されている者が認識できる方法を用いて明示等し、必要に応じて取扱制限についても明示等すること。
	基本	3.2.1(4)(a)	情報を作成する際に、既に格付けされた情報を引用する場合には、当該情報の格付け及び取扱制限を継承すること。
	基本	3.2.1(5)(a)	情報の格付けを変更する必要があると認めた場合には、当該情報の作成者又は入手者に相談すること。相談された者は、格付けの見直しを行う必要があると認めた場合には、当該情報に対して妥当な格付けを行うこと。
	基本	3.2.1(5)(b)	情報の取扱制限を変更する必要があると認めた場合には、当該情報の作成者又は入手者に相談すること。相談された者は、取扱制限の見直しを行う必要があると認めた場合には、当該情報に対して新たな取扱制限を決定すること。
	基本	3.2.2(1)(a)	行政事務の遂行以外の目的で、情報を利用しないこと。
	基本	3.2.2(2)(a)	利用する情報に明示等された格付けに従って、当該情報を適切に取り扱うこと。格付けに加えて取扱制限の明示等がなされている場合には、当該取扱制限の指示内容に従って取り扱うこと。
	基本	3.2.2(3)(a)	行政事務の遂行以外の目的で、要保護情報を府省庁外に持ち出さないこと。
	基本	3.2.2(3)(b)	要保護情報を放置しないこと。
	基本	3.2.2(3)(c)	機密性3情報を必要以上に複製しないこと。
	基本	3.2.2(3)(d)	要機密情報を必要以上に配付しないこと。
	強化	3.2.2(3)(e)	機密性3情報には、機密性3情報として取り扱う期間を明記すること。また、その期間中であっても、情報の格付けを下げる必要があると認められる場合には、格付けの変更に必要な処理を行うこと。
	強化	3.2.2(3)(f)	機密性3情報である書面には、一連番号を付し、その所在を明らかにしておくこと。
	基本	3.2.3(1)(a)	電磁的記録媒体に保存された要保護情報について、適切なアクセス制御を行うこと。
	基本	3.2.3(1)(b)	情報の格付けに応じて、情報が保存された電磁的記録媒体を適切に管理すること。
	基本	3.2.3(1)(c)	情報システムに入力された情報若しくは情報システムから出力した情報を記載した書面のうち要機密情報である書面、又は重要な設計書を適切に管理すること。
	基本	3.2.3(1)(d)	要機密情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報を暗号化すること。
	基本	3.2.3(1)(e)	要保全情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、電子署名の付与を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報に電子署名を付与すること。
	基本	3.2.3(1)(f)	要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録又は重要な設計書について、バックアップ又は複写の必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、そのバックアップ又は複写を取得すること。
	基本	3.2.3(1)(g)	要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録のバックアップ又は重要な設計書の複写の保管について、災害等により生ずる支障の有無を検討し、支障があると認めるときは、適切な措置を講ずること。
	基本	3.2.3(2)(a)	電磁的記録媒体に保存された情報の保存期間が定められている場合には、当該情報を保存期間が満了する日まで保存し、保存期間を延長する必要性がない場合は、速やかに消去すること。
	基本	3.2.4(1)(a)	機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要な設計書を移送する場合には、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。

基本	3.2.4(1)(b)	機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録又は機密性2情報である書面を移送する場合には、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた移送については、この限りでない。
基本	3.2.4(2)(a)	要保護情報である電磁的記録を移送する場合には、安全確保に留意して、送信又は運搬のいずれによるかを選択し、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録の移送であり、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた移送については、この限りでない。
基本	3.2.4(3)(a)	要保護情報又は重要な設計書を移送する場合には、安全確保に留意して、当該情報の移送手段を決定し、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録又は機密性2情報である書面の移送であり、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた移送については、この限りでない。
基本	3.2.4(4)(a)	要機密情報である書面又は重要な設計書を運搬する場合には、情報の格付けなどに応じて、安全確保のための適切な措置を講ずること。
基本	3.2.4(5)(a)	要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、パスワードを用いて保護する必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報にパスワードを設定すること。
基本	3.2.4(5)(b)	要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報を暗号化すること。
基本	3.2.4(5)(c)	要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、電子署名の付与を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報に電子署名を付与すること。
基本	3.2.4(5)(d)	要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、バックアップを行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報のバックアップを取得すること。
基本	3.2.4(5)(e)	要安定情報である電磁的記録を移送する場合には、移送中の滅失、紛失、移送先への到着時間の遅延等により支障が起こるおそれに対し、同一の電磁的記録を異なる移送経路で移送するなどの措置を講ずる必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。
強化	3.2.4(5)(f)	要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、必要な強度の暗号化に加えて、複数の情報に分割してそれぞれ異なる移送経路を用いること。
基本	3.2.5(1)(a)	情報を公表する場合には、当該情報が機密性1情報に格付けされるものであることを確認すること。
基本	3.2.5(1)(b)	電磁的記録を公表する場合には、当該情報の付加情報等からの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずること。
基本	3.2.5(2)(a)	機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要な設計書を府省庁外の者に提供する場合には、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。
基本	3.2.5(2)(b)	機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録又は機密性2情報である書面を府省庁外の者に提供する場合には、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた提供については、この限りでない。
基本	3.2.5(2)(c)	要保護情報又は重要な設計書を府省庁外の者に提供する場合には、提供先において、当該情報に付された情報の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
基本	3.2.5(2)(d)	電磁的記録を提供する場合には、当該記録の付加情報等からの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずること。
基本	3.2.6(1)(a)	電磁的記録媒体を廃棄する場合には、すべての情報を復元が困難な状態にする(以下「抹消する」という。)こと。
基本	3.2.6(1)(b)	電磁的記録媒体を他の者へ提供する場合には、当該電磁的記録媒体に保存された不要な要機密情報を抹消すること。
強化	3.2.6(1)(c)	電磁的記録媒体について、設置環境等から必要があると認められる場合は、当該電磁的記録媒体の要機密情報を抹消すること。
基本	3.2.6(2)(a)	要機密情報である書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にすること。
基本	4.1.1(2)(a)	主体認証の際に自己に付与された識別コード以外の識別コードを用いて、情報システムを利用しないこと。
基本	4.1.1(2)(b)	自己に付与された識別コードを他者に主体認証に用いる目的のために付与及び貸与しないこと。
基本	4.1.1(2)(c)	自己に付与された識別コードを、それを知る必要のない者に知られるような状態で放置しないこと。
基本	4.1.1(2)(d)	行政事務のために識別コードを利用する必要がなくなった場合は、その旨を情報システムセキュリティ管理者に届け出ること。ただし、個別の届出が必要ないと、情報システムセキュリティ責任者が定めている場合は、この限りでない。
強化	4.1.1(2)(e)	管理者権限を持つ識別コードを付与された場合には、管理者としての業務遂行時に限定して、当該識別コードを利用すること。
基本	4.1.1(3)(a)	主体認証情報が他者に使用され、又はその危険が発生した場合には、直ちに情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者にその旨を報告すること。
基本		知識による主体認証情報を用いる場合には、以下の管理を徹底すること。
基本	4.1.1(3)(c)	(ア) 自己の主体認証情報を他者に知られないように管理すること。
基本		(イ) 自己の主体認証情報を他者に教えないこと。
基本		(ウ) 主体認証情報を忘却しないように努めること。
基本		(エ) 主体認証情報を設定する際には、容易に推測されないものにする。
基本		(オ) 情報システムセキュリティ管理者から主体認証情報を定期的に変更するように指示されている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。
基本		所有による主体認証を用いる場合には、以下の管理を徹底すること。
基本	4.1.1(3)(d)	(ア) 主体認証情報格納装置を本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じて管理すること。
基本		(イ) 主体認証情報格納装置を他者に付与及び貸与しないこと。
基本		(ウ) 主体認証情報格納装置を紛失しないように管理すること。紛失した場合には、直ちに情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者にその旨を報告すること。
基本		(エ) 主体認証情報格納装置を利用する必要がなくなった場合には、これを情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者に返還すること。
基本	4.1.2(2)(a)	情報システムに装備された機能を用いて、当該情報システムに保存される情報の格付けと取扱制限の指示内容に従って、必要なアクセス制御の設定をすること。
基本	4.1.3(2)(d)	権限管理を行う者は、情報システムを利用する許可を得た主体に対してのみ、識別コード及び主体認証情報を発行すること。
基本	4.1.3(2)(e)	権限管理を行う者は、識別コードを発行する際に、それが共用識別コードか、共用ではない識別コードかの区別を利用者に通知すること。
基本	4.1.3(2)(f)	権限管理を行う者は、管理者権限を持つ識別コードを、業務又は業務上の責務に即した場合に限定して付与(発行、更新及び変更を含む。以下この項において同じ。)すること。
基本	4.1.3(2)(g)	権限管理を行う者は、行政事務従事者が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該行政事務従事者の識別コードを無効にすること。また、人事異動等により、識別コードを追加し、又は削除する時に、不要な識別コードの有無を点検すること。
基本	4.1.3(2)(h)	権限管理を行う者は、行政事務従事者が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該行政事務従事者に交付した主体認証情報格納装置を返還させること。
基本	4.1.3(2)(i)	権限管理を行う者は、業務上の責務と必要性を勘案し、必要最小限の範囲に限り許可を与えるようにアクセス制御の設定をすること。また、人事異動等により、識別コードを追加し、又は削除する時に、不適切なアクセス制御設定の有無を点検すること。
強化	4.1.3(2)(j)	権限管理を行う者は、単一の情報システムにおいては、1人の行政事務従事者に対して単一の識別コードのみを付与すること。
強化	4.1.3(2)(k)	権限管理を行う者は、識別コードをどの主体に付与したかについて記録すること。当該記録を消去する場合には、情報セキュリティ責任者からの事前の承認を得ること。
強化	4.1.3(2)(l)	権限管理を行う者は、ある主体に付与した識別コードをその後別の主体に対して付与しないこと。
基本	4.1.6(4)(a)	要機密情報を移送する場合又は電磁的記録媒体に保存する場合には、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、定められたアルゴリズム及び方法に従い、情報を暗号化すること。
基本	4.1.6(4)(b)	要保全情報を移送する場合又は電磁的記録媒体に保存する場合には、電子署名の付与を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、定められたアルゴリズム及び方法に従い、情報に電子署名を付与すること。



行政事務従事者

基本	4.1.6(4)(c)	暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、定められた鍵の管理手順等及び鍵の保存方法等に従い、これを適切に管理すること。
強化	4.1.6(4)(d)	暗号化された情報の復号に用いる鍵について、定められた鍵のバックアップ方法等に従い、そのバックアップを取得すること。
基本	4.2.2(2)(b)	アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知される実行ファイルを実行せず、データファイルをアプリケーション等で読み込まないこと。
基本	4.2.2(2)(c)	アンチウイルスソフトウェア等に係るアプリケーション及び不正プログラム定義ファイル等について、これを常に最新の状態に維持すること。
基本	4.2.2(2)(d)	アンチウイルスソフトウェア等による不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
基本	4.2.2(2)(e)	アンチウイルスソフトウェア等により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。
基本	4.2.2(2)(f)	外部からデータやソフトウェアを電子計算機等に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正プログラム感染の有無を確認すること。
基本	4.2.2(2)(g)	ソフトウェアのセキュリティ機能を活用し、不正プログラム感染の予防に努めること。
基本	5.1.1(4)(a)	安全区域内において、身分証明書を他の職員から常時視認することが可能な状態にすること。
強化	5.1.1(4)(b)	情報システムセキュリティ責任者の承認を得た上で、要保護情報を取り扱う情報システムに関連する物品の安全区域への持ち込み及び安全区域からの持出しを行うこと。
基本	5.2.1(2)(c)	行政事務の遂行以外の目的で電子計算機を利用しないこと。
基本	5.2.2(1)(c)	モバイルPCを利用する必要がある場合には、情報システムセキュリティ責任者の承認を得ること。
基本	5.2.2(2)(a)	端末で利用可能と定められたソフトウェアを除いて、ソフトウェアを利用しないこと。
基本	5.2.2(2)(b)	要保護情報を取り扱うモバイルPCを利用する場合には、盗難防止措置を行うこと。
基本	5.2.2(2)(c)	要機密情報を取り扱うモバイルPCについては、モバイルPCを府省庁外に持ち出す場合に、当該モバイルPCで利用する電磁的記録媒体に保存されている要機密情報の暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、情報を暗号化すること。
基本	5.2.2(2)(d)	情報システムセキュリティ責任者が接続許可を与えた通信回線以外に端末を接続しないこと。
基本	5.3.1(2)(b)	通信回線を介して提供されるサービスを私的な目的のために利用しないこと。
基本	5.3.2(2)(a)	業務遂行に係る情報を含む電子メールを送受信する場合には、各府省庁が運営し、又は外部委託した電子メールサーバにより提供される電子メールサービスを利用すること。ただし、府省庁支給以外の情報システムによる情報処理について許可を得ている者については、この限りでない。
基本	5.3.2(2)(b)	受信した電子メールを電子メールクライアントにおいてテキストとして表示すること。
基本	5.3.3(2)(a)	ウェブクライアントが動作する電子計算機にソフトウェアをダウンロードする場合には、電子署名により当該ソフトウェアの配布元を確認すること。
基本	5.4.1(2)(h)	情報システムセキュリティ責任者の許可を受けていない電子計算機及び通信回線装置を通信回線に接続しないこと。
基本		委託先に要保護情報又は重要な設計書を提供する場合、提供する情報を必要最小限とし、以下の措置を講ずること。
基本	6.1.2(5)(a)	(ア) 委託先に情報を提供する場合は、安全な受渡方法によりこれを実施し、提供した記録を取得すること。
基本		(イ) 外部委託の業務終了等により提供した情報が委託先において不要になった場合には、これを確実に返却させ、又は廃棄させ、若しくは抹消させること。
基本	6.2.1(2)(a)	機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁外で情報処理を行う場合には、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。
基本	6.2.1(2)(b)	機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報について府省庁外で情報処理を行う場合には、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。
基本	6.2.1(2)(f)	要保護情報について府省庁外で情報処理を行う場合には、業務の遂行に必要な最小限の情報処理にとどめること。
基本	6.2.1(2)(g)	機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出す場合には、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。
基本	6.2.1(2)(h)	機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出す場合には、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。
基本	6.2.1(2)(l)	要保護情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出す場合には、業務の遂行に必要な最小限の情報システムの持出しにとどめること。
基本	6.2.1(3)(a)	要保護情報について府省庁外での情報処理について定められた安全管理措置を講ずること。
基本	6.2.1(3)(b)	機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁外での情報処理を行うことを終了した時に、その許可を与えた者に対して、その旨を報告すること。ただし、許可を与えた者から報告を要しないとされた場合は、この限りでない。
基本	6.2.1(3)(c)	要保護情報を取り扱う情報システムの府省庁外への持出しについて定められた安全管理措置を講ずること。
基本	6.2.1(3)(d)	機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出すことを終了した時に、その許可を与えた者に対して、その旨を報告すること。ただし、許可を与えた者から報告を要しないとされた場合は、この限りでない。
基本	6.2.2(2)(a)	機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁支給以外の情報システムにより情報処理を行う必要がある場合には、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。
基本	6.2.2(2)(b)	機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報について府省庁支給以外の情報システムにより情報処理を行う必要がある場合には、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。
基本	6.2.2(3)(a)	要保護情報について府省庁支給以外の情報システムによる情報処理を行う場合には、当該情報システムについて定められた安全管理措置を講ずること。
基本	6.2.2(3)(b)	機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁支給以外の情報システムによる情報処理を終了した時に、その許可を与えた者に対して、その旨を報告すること。ただし、許可を与えた者から報告を要しないとされた場合は、この限りでない。
基本	6.3.1(2)(a)	府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずること。
基本	6.3.2(3)(a)	府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合であって、業務継続計画と情報セキュリティ関係規程が定める要求事項との違いなどにより、実施の是非の判断が困難なときは、関係者に連絡するとともに、統括情報セキュリティ責任者が整備した障害等が発生した際の報告手順により、情報セキュリティ責任者にその旨を報告して、指示を得ること。